

芥川だより

発行日 * 2020年4月1日 e-mail: ab_87968624@yahoo.co.jp
最新号から創刊号まで閲覧できます。 http:// akutagawadayori.sakura.ne.jp/

編集・発行人

下村嘉明

〒661-0951

尼崎市田能5-3-10-601

☎090-8796-8624



***** 一部200円です *****



頭蓋骨がバリバリと音を立てる

やはり思うようにはいかなかった。転倒して頭を打ち、手術をせず時間が経てば直るかと思ったが、そうはならなかった。転倒から2か月後に医大で検査を受けたら、慢性硬膜下血腫が消えるどころか、大きくなっていった。「手術するしか方法がない」と言われた。手術するなら自宅からも近く通いなれた近畿中央病院だと即断し、翌日の外来予約をお願いした。

翌朝、病院に行き、紹介状と画像を受付で提出し診察を受ける。担当医はベテランの脳神経外科医のようで「一応CTを取って頂き、午後4時ごろから手術をしましょう。入院手続きをしてください。手術は頭に小さな穴を開け血を出す処置をします。脳神経外科医の初歩的な手術で問題はありませぬ。終われば、すっきりしますよ」と説明を受けた。

3時半ごろから中央手術室に運ばれて多くの看護師さんらに出迎えてもらい一番奥のところで手術が始まった。頭と体をきつく固定されて局部麻酔の注射を何本も打たれる。すぐに頭蓋骨に穴を開けるドリルが回りだす、バリバリという音がする。「硬いなあ…」と医者が言って手で回しているようだ。何度もバリバリと音を立てながらや々と穴が開いたらしい。穴に管を差し込み出血を受ける袋をつける。この作業を頭の両端して2時間半で終わった。ドリルの刃の調子が悪く、すぐに終わる予定が長引いてしまった。

翌朝、管を抜き穴をホッチキスでバキン・バキンと縫う。1週間後CT検査を受けて異常がなかったので抜糸して翌日に退院した。20年前にした蓄膿症の手術に比べれば簡単な手術だった。入院中、筋炎を診てもらっているDrが見舞に2度も来てくれて雑談した。阪大病院からの付き合いだから9年ほどになる。緊張感をひしひしと感じさせる彼が「今、感染症専門医でもない内科医がローテーションを組んでコロナウイルスの患者を治療しているが、緊張しますね。」内科医が招集され命がけの治療に励んでいると聞くと、院内の空いた病床がいつもより多いのが気になっていたが、もしやして感染者の激増に密かに備えているのではないかと思ひ戦慄が走った。

死をめぐるあれやこれ(65)

石川 吾郎

布マスク二枚のこと

新型コロナウイルス感染防止のために安倍政権が出してきたのが家庭に二枚の布マスク配布、というのでずつこけた人が多かったのではないだろうか。サザエさん一家が男三人、女三人と猫のタマで、一枚の布マスクを重なり合ってしているマンガは海外のニュースでも取り上げられて有名になっているようだ。

ここには、政府の姿勢の本質が明らかになっている。つまり「いまの日本政府は国民の命と健康を守ることを本気で考えていない」ということ。マスクの後で、支援策を出しているが、これも自己申請や所得の減少などにやたら高いハードルを課すものばかり。安倍政権は国民の命や生活のためには、何としても金を出すまい、と固く決意をしているように見える。

NHKの定番「感染爆発」で京大・山中伸弥教授が語ったことが強烈に印象に残った。英国で飲食店を営む友人の話。休業で最初は不安だったが、政府から三百万円振り込まれ、従業員の給与も八割補償、法人税も一年間免除ということ。「税金を払ってきてよかった」と話していた、と。これがそもそも本来、政府がなすべきことであって、これがあって国民は安心して自宅で休んで感染を避けることができるのだ。

(裏に続く)

なお布マスクには尾ひれがついて、これが発注されるのは山口県の業者であるとか。また発表後二三日は布マスクをしていた安倍氏は、また不織布のマスクに戻ったという。

刻一刻と超巨大台風がわが国に接近をしているが、政府は国民を守らず、我々ができることがほとんどないままに、超巨大台風に呑み込まれるのを待っているのみ……



芥川だより一五九号 目次 ページ

巻頭エッセイ	下村嘉明	1
巻頭コラム	石川吾郎	1
素老人☆よもだ帳 73	坂本一光	2
哲學家の時事放談 23	祖蔵哲	7
大人の今昔物語 66	石川吾郎	10
新型コロナウイルス愚考	明石幸次郎	11
オクラの山たより 43	因丁生	12
隠された歴史 18	満田正賢	18
道をゆく 12	成瀬和之	20
編集後記	S K 生	21
ふみの道草 22	山椒魚	22
俳句	土田裕 影山武司	22

素老人☆よもだ帳 (73)

坂本一光

◆私と憲法9条・徳田靖之

はじめに

皆さんこんにちは。「私と憲法九条」という題を付けさせていただきました。私がどういう時代に、どういう両親の下で生まれて、弁護士として平和の問題にどう関わろうとしているのか、ということをお聴きいただければと思っています。

一 父のこと、母のこと

(1) 父のこと

私の父は、四国は愛媛県の八幡浜市で一九一一年に生まれています。私も父の実家に何度か訪問したことがあります。本当に山奥の段々畑の、小さな畑を耕作していた農家の出身でありました。家庭が非常に恵まれていなかったようで、苦学をして実業学校を出て八幡浜市内の金物屋さんに勤めていたときに、私の母の家に養子として迎えられたわけです。

私の母の実家は、別府市で戦前は製材をやっております。その製材所の跡を継げということ、母と一緒にしたわけです。母は、病弱だったようで、それを心配した祖父母が親戚をたどって誰かいい男がいなかつたということで遠縁の父を見つけて出して、祖父母がもう本当に三拝九拝して婿

養子に迎えたという、まあそういう両親であったと聞いております。

父が結婚して間もなくの頃だと思えますけれど、私の父は戦争に召集をされています。もちろん最初は陸軍二等兵として召集をされたわけで、太平洋戦争の直前なのかもわかりませんがアリューシャン作戦というのがあったそうです。アリューシャン列島の方に最初に派遣されて現地で解除になって帰ってきました。その後二度ほど赤紙が来て召集をされ、私の所に残されている数少ないアルバム等を見ますと、シンガポールを陥落した作戦にも参加しておりますし、最後はマレー半島に進軍しています。そして戦地で結核を病んでしまいました。軍隊組織の中で結核を病むということは、当時たぶん大変だったんだろうと思います。それで送還されるということになって別府市に帰ってきました。当時、別府荘という結核の療養所が別府にはあったと聞いておりまして、そこで入院をするということになったわけです。そして昭和二十一年、私が二歳の十一月に結核で亡くなりました。

父が亡くなってすぐに、私は結核を発病しました。当時、「小児結核」と子どもの結核のことを言っておりましたが、まさに死線をさまよったというふうに祖父母から聞いております。ちょうど別府には軍隊から帰って来たばかりの小児科の先生がおられまして、軍隊で使用されていた抗生

物質を持っておられたようで、私はその先生によって救われたわけですけれども、ストレプトマイシン等の抗生物質によって奇跡的に命が助かったわけです。今も私の肺の片方は真っ白でして、身体検査等がある度に精密検査をしなければならぬ。どうしてそういうことになったかと申しますと、私の父が、医師から固く赤ん坊を抱いてはいけないということを戒められていたにもかかわらず、私を呼び寄せて何度も何度も抱きしめていたと、これは祖母が私に話をしてくれたことですが、何れ度何れ度も私を抱きしめたことからであろうと思います。私は結核に感染するということになったわけです。

大人になって考えてみますと、なぜ私の父は、医師から固く赤ちゃんを抱いてはならないというふうに何度も何度も戒められたにもかかわらず、私を抱き続けたのか、と。つまり、いとしいわが子に結核を感染させるという恐れを分らない父親ではなかつたはずなんだけれども、何でそんなふうに私を抱きしめ続けたのかということを考えて得なかつたわけです。おそらく私の父は、二歳の私と二十六歳の妻を残して旅立つことがですね、無念でならなかつたんだろうと、心残りで仕方がなかつたんであると思うわけです。私は父に愛されたと思うと同時に、我が子に結核が感染するであろうということを分かり過ぎるほど分かつていながら、そうして私を

抱きしめ続けていた父が、亡くなるときにどんな思いであったのか、ということを考えながら大きくなってきました。

ですから私は、私の片方の肺に残る白い影は父の形見だと思っっているわけで、実は大学に入学したときも、司法試験に合格したときも健康診断でひっかかりまして精密検査を受けました。私も心が弱いので精密検査を受けると、結果が発表されるまで微熱が出るんですね、もしかしたら結核なのかなあ、と。精密検査の結果、大丈夫だということとスーとその日から熱が下がるようなことを繰り返しながら、自分にこうした形見を残してくれた父の思いということを私は本当にこう抱き続けて行くことを、それが父の子としての私の課せられた人生なのかなあというふうに思ってきたわけです。

私の家はおよそ読書などという雰囲気ではありませんでした。父が亡くなった後は製材をやめ、小さな材木屋をしていましたが、私が中学の三年生のころに倒産するということがありました。祖父も祖母も母も読書という雰囲気ではまったくなく、本当に働き詰めの人だったんですけど、そのころ、本棚を整理してしましたら、文庫本が何冊か出て来たんです。それがモーパッサンの『女の一生』と、マーガレット・ミッチェルの『風と共に去りぬ』でした。それで祖父に「これ、誰の本」と訊いたら、「ああ。お前の親父だ」と、「お前の親父

が戦争前や戦争中に読んでた本だ」と。そのときに、あの戦時下に敵国文学を読んでいたという父親を、ある面で見直したわけですね。いい親父だなあって。どんな思いで、あの『風と共に去りぬ』を読んでいただろう、と。父の、まさに文字どおり軟弱分子であったというその父の感性みたいなものが、私にはとても尊いものに思えたわけですね。

よく戦争で亡くなった方々のことを、英霊というふうな形で呼ぶ人たちがいます。英霊にそむくな、英霊の犠牲の上でとか、そうしたことを声高々に言われる方々に、私はですね、何と言うんでしょう、「俺の親父は英霊なんて言われたら苦笑するだろうな」と思うわけです。多分親父の言葉で言えば、「俺って戦争中あんな本を読んだんで、英霊なんかじゃない、とんでもないよ」って。私はですね、そんな父親がとても好きです。誇りにしています。

憲法九条というのは、私の父のような、名もない、本当に働くことしか能がないと言われるような仕事をしながら、国によって赤紙に召集され何度も戦地に追いやられ、そして幼い子どもを残して無念の旅立ちをしていくような、そんな多くの無名の人たちの犠牲の上に、この日本国憲法というのではなかったんだ。日本国憲法というのはそうした人たちの、まさに命の結晶なんだ、というふうに思ったわけですね。

(2) 母の心

私にとつては、実は、戦争というものを考えるときに、父親だけではありませんで私の母は、これはみなさんの前であまり具体的にお話しすることではないかもしれませんが、父を失った直後に心を病んでしまいました。母がどんな形で病んだのかということをお話することはもう省略させていただきますが、発作が起きるとですね、箒とか近くにあるものを手当たり次第に持つてその辺を壊したりするわけですね。そうすると祖母が私を呼びに来て、「靖之、頼む」と。私が母のそばに行つて「母ちゃん」つて一言言うと、それが収まるということを繰り返しました。

わが家にテレビが入つて、戦争中を振り返るといふ番組の中に開戦当時の東条英機首相の映像が映ると、母はもう手当たり次第、そこにあるようなものをテレビに投げつけるということをしておりましたので、母がどんな思いで戦争というのを見たのか、心を病みながらそうした行動を取る母親を横で見ながら私は育つたわけです。

家の中に一部屋、外から鍵がかかる部屋があつて、その部屋の中に若い女性が暮らしていて、そして時々外から鍵がかかっている。この人は誰なんだろうと思つておりました。近所の方が、学校に入つて直後くらいに、「あなたのお父さんは亡くなったんだよ。あなたのお母さんは、あの若い人だよ」ということを教えてくれたんです。

二 私にとつての憲法九条

(1) 憲法九条は、名もない人々の無念の死の結晶である

幸い、母は八十七歳で亡くなるまで私と一緒に暮らしてきましたけれども、その母の人生というのは二十六歳で最愛の夫を亡くしたんですけれども、母の人生は何だったのかということ、やはり母の子として考えざるを得ないわけですし、私はそういう意味で父と母と、戦争、そして父と母の人生、その人生の対価として残されたものつていうのが日本国憲法であり、とりわけ憲法九条ではないかというふうに思ってきたわけです。

そういうような家庭環境でしたので、家業である材木屋が倒産した後は、私はかなり苦学をせざるをえませんでした。大学の四年間は寮で暮らしまして、家から仕送りはまったく期待できないという状況でしたので、奨学金と家庭教師のアルバイトで過ごしました。ですから自分は戦争の被害者であるというふうにずっと考え続けていましたし、戦争被害者として戦争を許してはならないというふうに考えてきたわけです。

そんな私が弁護士になつて間もなく、大変衝撃を受ける出来事がありました。それは『侵略』という映画を観たんですね。中国大陸で日本の軍隊が中国の人たちにとどようなことを重ねて来たのかというこ

とをドキュメントのフィルム等で構成した映画でありました。そのときに、百人切りであるとかいうような形で中国の人たちを殺している人たちというのを間近に映像で見て、私の父もシンガポールの陥落やマレー半島に陸軍の兵卒として従軍をしたときに銃を持ち現地の人や敵国の兵隊を撃ち殺したんだらうということ想像せざるを得ませんでした。

その『侵略』という映画を観て、次に残されたアルバムを見たところ、やはり父親が機関銃を手にしている写真だとか、そういったものが残されておりました。そのときに私が感じたのは、父のような軟弱分子が銃を取り戦地において人を殺す、そういうことをさせられてしまう、それが戦争なんだということでありました。つまり、自分は戦争の被害者であると思つてずっと生き続けて来ましたが、実は私の父は加害者として戦地で人殺しという、そういう本人にとってみれば絶対にやりたくないようなことを強いられてしまう。

つまり、戦争というのはですね、私たちは被害者の視点で、もちろん被爆国であるという重要な事実裏付けされているわけですが、私たちが戦争を被害という視点で見るということは実に正しいことであるんですけども、本当に恐ろしいのは、私の父のような人間が人殺しをさせられてしまう。ここにこそ戦争というものの本質があると思うわけです。

戦争を許さないという、戦争を許してはならないということを考える際に大事なことは、私たち、あるいは私たちの子どもや子孫が殺されるようなことがあつてはならないという視点も大事ですけれども、私たちの子どもや孫やその子孫が人殺しになる、心ならずも銃を取り人を殺していくというようなこと、それが戦争の本質で、そうしたことは絶対に許してはならないというふうに考えることの大切さということも、私は学んできたと思つております。そういう意味で憲法九条というものは、何を、どういうことを理念として制定されたのかと言いますと、人が、人を殺すなどという、そういうこと、いわば許しがたい所業、そうしたことに関与することを許してはならないという、それが日本国憲法九条の精神ではないのかというふうに私は理解してきたわけでありました。

(2) 憲法制定の意義―前文と九条

今日お集まりの皆さんは、九条の会等で憲法九条を守つていかなければならないということを常日頃からお考えいただいている方々だと思つたので、私が高いところから憲法の意義等を今さらお話しする必要はないのかと思つたけれど、私はこの日本国憲法の絶対平和主義というのはまさしく世界に誇るものだと思つています。その精神はですね、やはり憲法の前文に現われているのではないかと私自身は考えて来ましたが、大学等の憲法の講義

でもそう教えられてきました。憲法の前文、これは非常に格調高い文章でできていると私は思っています。自民党等によると大変粗悪な文章だと言う人がいるそうですが、何となく、その人たちが書いた文章を見ると、意味を分かっているのかなあという感じがいたします。

この前文というのはその格調の高さにおいて際立っております。ちょっと読んでみますけれど、目を閉じて聴いていただくと、私が本当に格調が高いと言つて意味がご理解いただけるのではないかと思つています。

『日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する』

これが憲法前文です。ここで何を申し上げたいかと申しますと、『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して』自分たちの平和を維持するということを決意しているわけです。つまり、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼しよう。これを信頼するがゆえにわれわれは率先して戦争とい

うことをしない決意をしたのです。

よくこうした非武装中立論に関しては、「机上の理想論に過ぎない」と言われる方がいるんですけども、あの戦争直後に私たちが何を考えたか。それは、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼しよう。だから自分たちは武力を持たない。そういう世界で最初の国民になろうという決意をしたわけで、この憲法前文をまさに具体化したのが憲法九条の一項と二項。つまり国権の発動として武力行使はしない、それから陸海空軍等の軍備は持たないという、この一項と二項はまさに憲法前文における決意を具体化したものということが言えるのではないかと思うわけです。

(3) 憲法制定後の経過が意味するもの

自衛隊創設・PKO活動・安保法制

この憲法九条ほどその後の長い歴史の中で試練にさらされ続けた、そういう憲法の条文はありません。自衛隊を創設したとき、おそらく、憲法を変えたいと時の為政者は、そう思つたに違いありません。しかし憲法を変えることはできません。そのため自衛隊などという、非常に奇妙な名前を付けられた軍隊が誕生することになりました。

法曹界に身を置く者として恥ずかしいという思いを込めてお話をしますが、日本の最高裁判所をはじめとする司法、裁判所

が日本国憲法の趣旨ということを本当に理解していたならば自衛隊が憲法違反であるという判例が続出して当然であったわけですね。けれども、残念ながら日本の司法というのは、これは数々の裁判の中で煮え湯を飲まされ続けてきたから申し上げるわけではありませんが、日本の司法というのは権力に対しては腰を引き続けています。「忬度」という言葉が今流行していますが、日本の司法ほど国家権力に忬度し続けて来た、そういう機関はおそらくないのだろうと思います。しかし最高裁判所をはじめとする日本の司法がそんなに腰が引けてきた中で、試練にさらされながら、憲法九条が現在に至るまで維持されている理由は、たつたひとつですね。私たち国民がそれを許さない、許さなかった。

あの六十年安保のとき、私より先輩の方もいらつしやるので六十年安保を経験した方もいらつしやると思います。私は六十年安保のとき高校一年生でした。連日、国会周辺を数十万の人々が取り囲むという、そういう六十年安保闘争があったときに、当時の岸首相が有名なことを言いました。「でも、今日も後楽園球場はいっぱいだ」と。しかし、そのときに、じゃあ後楽園球場に行っている人が六十年の安保改定に賛成しているのか。私に言わせると、後楽園球場で野球を楽しんでいるそういう人たちも含めて、国民の圧倒的大部分があの安保条約の改定の際に憲法九条に危機を

感じた。それが、あの六十年安保の意味するところであつたのだろうと思いますし、あの国民の動きが、その後も日本政府がさまざまな憲法九条を変えようという動きを繰り返しながら、それを実現することができなかった。つまりそれに手を付けようとする、権力自体の基盤を失いかねない、それだけの、日本国民の中には平和を願うという熱い思いが、こんなに幅広く根深く根付いているというふうに権力が熟知していたのだと思います。

日米ガイドラインというのが設定されたり、あるいはPKOに自衛隊を派遣するという問題が出てきたり、そうしたことを経る過程において、憲法九条に手をつけて変えてしまえば、ガイドラインであれ、PKOであれ、容易に自衛隊等をいろんな形で派遣できたにも関わらず、彼らは、いわば口をそろえて「自衛のための範囲を超えていませんので憲法九条には違反しません」という言い訳を言い続けるということを繰り返してきたわけですね。

この安保法制の問題というのは、まさに私にとつては、日本がいよいよ具体的に戦争ができる国に変わっていくということと法律で認めるものだというふうに思っておりまして、現在、大分地裁で行われている安保法制は憲法違反であるという裁判に私は原告として参加しておりすが、その安保法制を説明したときの安倍首相の説明を皆さん覚えておられますか。

「あくまでもこれは自衛のため」と言い続けなければ安保法制の正当性を説明できないという、なぜそうした事態に陥っているかといえば憲法九条が存在しているからであります。

もちろん、あの安保法制というのは憲法九条をめっちゃめっちゃに無視しているという意味で憲法違反の法律です。憲法違反の法律ですけれども、その憲法違反の法律をあえて「自衛の範囲」の言葉でごまかす形で制定せざるを得ないというのは、憲法九条が存在しているから、ということにほかならないわけで、私はそうした形で今日まで数々の試練の中で憲法九条が手を付けられないままに残つて来たのは、私たちの先輩を含めて日本国民がこれに手を付けることは許さないという、そうした意志を明確にし続けてきたということにあるのではないかと思つているわけです。

三 安倍政権による憲法九条改定案をどう評価するか

(1) 自衛隊が「合憲」とされることが持つ意味

そうした過程を踏まえたうえで、今回いよいよ政府与党は憲法九条に手を付けるということを明確にしました。何と憲法九条の一項、二項はそのまま残して、にもかかわらず、「にもかかわらず」というのは陸海空軍等の軍隊は持たないという二項があるけれども、「自衛の範囲で必要な軍備を持つことは差し支えない」とか、「自

衛の範囲であるので自衛隊というのは憲法に違反しない」ということを明文で書き込むというのが、現在説明されている政府与党の改憲案です。

これはもう私が今さら説明するまでもないと思つても、意図は明らかです。「自衛隊を憲法違反とは、今後一切言えない形をまずつくる」、これが第一の目的です。

あらゆる問題で私たちは自衛隊のさまざまな行動等を検証するときに、「憲法違反ではないか」と問いかけてきました。たとえば、自衛隊が戦闘行為が行われている場所に出かけているとします。「いかに平和維持活動であろうとも、それは憲法に違反するのではないか」と、問うわけです。私たちが自衛隊のさまざまな活動を議論するときに、私たちが依拠してきたのは、憲法九条第一項、二項ですね、けれどもそれができなくなるわけです。

自衛隊は憲法違反ではないということ、自衛隊の行動に対する検証が、こういう形で表されることを封殺する。これが政府与党の改憲案の第一の狙いだと言つていいと思います。

(2) 「自衛」概念の無限定な拡大

次は『「自衛」の範囲かどうか』という論争だけですね。けれども「自衛の範囲になるか、ならないか」という論争ほど、あいまいで、いいかげんで、どうにでもなるものはありません。その典型例は、太平洋

戦争でありました。

太平洋戦争というのは、まさしく日本を守るためには、戦争以外の手段がなかったという形で正当化されたわけです。人間が戦争を、「侵略をするんだ」と言って始めるなどというのは、それはもうずっと近代以前の戦争であって、近代以降における戦争はほとんどが自国の利益、自国民の命を守るために戦争は行われてきたと言われてきました。「自衛のため」というのは、軍隊の活動を制約するには、まったく何の力も持たないということを、私たちはあの太平洋戦争の体験から学んでいるわけです。

つまり、政府与党が今考えていることは、自衛隊を合憲という形にしてしまえば、後はどのような形でも、自衛隊が戦争行為をする際に「自衛のため」という理屈は、いくらでも付けられる、これだけです。私たち国民を、いわば、表現が悪いですけど、これほど舐めた考え方というのではないという感じがするわけです。

四 太平洋戦争に至る過程に今一度立ち返ることの重要性

私は一九四四年の生まれですので、実際に戦時中ということについても記憶があるわけではありません。でも戦前、太平洋戦争の前、日中戦争から太平洋戦争に至る過程ということをしつづいていろいろな機会に勉強をしてみますと、多くの人たちは、

あのような形で一気に戦争体制がつくられていくということを意識できないままに経過していったのではないかと。とくに一九三七年以降、これが本当に転換点だったということも多くの人が語っておられますけれど、多くの国民は、気がついてみたら戦争体制に突入して、にっちもさっちも行かないという状況の中で、偏った情報を提供され、戦争を多くの人が支持するという状況に追い込まれてしまったということではないか、と思うのです。今は、まさにそんな時代だと、私には感じられません。

戦前の勉強をしてみますと、治安維持法という法律ができています。治安維持法が適用するまでには十年以上の年月があるんですね。治安維持法ができたときに、危険な法律だと多くの人が認識をしたんですけど、その十年以上の期間この法律によつて逮捕される人が出て来ていませんでしたから、みんなはいつの間にか忘れてしまふ。いよいよ戦時体制になって、その十年以上前にできた治安維持法を適用して次々と多くの人が逮捕されていくという、そういう形に進んで行くというのが、戦争への準備過程ではないかという感じが私はするわけです。今の時代は、まさにそうした戦争体制への準備が、私たちが気が付かない内に進められている、そういう時代ではないかなという感じがしております。

おわりに

正直、私自身の反省を込めてお話をしますと、私は母や年老いた祖父の思いを背負って生きて来ました。私の祖母が私を大学に送り出すとき、二つ言ったんですね。

一つは、「お前、東京に行ったら、酒は飲んでよい、煙草は吸うな、人を見たら泥棒と思え」って。私の祖母というのは、本当に生活力のある人でした。そして、これらのことを言った後、「お前の母親のことは心配するな、お前はよくがんばった。いい大学に入り、これからお前の人生が開けて行くんだから、母親のことは心配しなくていい。お前は好きなように生きなさい」と私の祖母が言ったんですね。

もう一つ、「東京へ行くと学生運動というものがある。学生運動には関わらな。ただし、平和の問題のときだけは、戦争の問題のときだけは、後ろの方でデモに行ってもいい」と。

私の祖母というのはものすごく現実的な人で、私はその教えを守りながら、正直、学生運動にも関わらなことをしませんでした。大学時代に私のクラスで私は、何というか、臆病な男と言われていました。デモに誘っても三回に一回くらいしか参加しない。あんな奴はどうしようもないと言われていたんですけど、大学を卒業してですね、五十何年経って見たら、クラスの中で今、私が一番左翼と言われているんですね。

(笑い)

どうしてこんなことになるのかと言うと、父の子であることを考え、母のことを考え、祖父の母のことを考え、私の目の前に現われてくる、組織もなくお金もない、そうした一人ひとりの依頼者のことをいねいに一生懸命考えて行く、そうしたことをやって行っていたら、世の中が大きく右に旋回していき、自分の立っている位置が、すごく何ていうか、左になってしまっていたんですね。(笑い) そういう左になってしまっている私から見たときに、今のこの時代は異様な、と思います。

おそらく間もなく、私たちが十年前には考えもしなかったようなことが起こってしまうのではないかと。具体的には何かと言えば、私たちの国が具体的に戦争をしてしまふ、そういう時代が遠くから来る、そういう世相になりつつあるのではないかと。いうことです。

臆病だった私も、ですから憲法九条の改正は許さない。私の父の命の結晶である憲法九条には手を絶対に付けさせない。そうした思いを、ここにお集まりの皆さんとともに、力を合わせて形にしていきたいなと。

文字どおりですね、次の国政選挙は、憲法九条を守るのかどうかという決戦場になるのではないかと思っています。私は多くの、あえてこういう言葉を使わさせていただきますが、名もない、平和を愛する大分の皆さんと手を携えて、憲法九条に手を付

けさせない、そういう声を大分からもしっ
かり上げて行きたいな、とそんなふうに思
っています。

このようなお話で、今日の大事な皆さん
の集いの講演などというものにはなりま
せんでしたけれども、以上で私が申し上げ
ることも尽きましたので、これで私のつた
ない話は終わりにしたいと思います。ご清
聴をいただきまして、どうもありがとうございます
ございました。(大きな拍手)

これは「おおいた・津留9条の会」が、
二〇一八年四月八日に開催した徳田靖之
弁護士講演会の記録である。素老人がテー
プ起こしをし、小冊子を千部印刷し普及し
た。今は新型コロナウイルスの感染問題が
焦眉の急であるが、改憲の危機が去ったわ
けでは決してない。読者諸賢にも聴いてほ
しいと思った。氏の経歴等を以下に記す。

- 一九四四年 別府市生まれ
- 一九六七年 東京大学法学部卒業
- 一九六九年 弁護士となる

ハンセン病訴訟西日本弁護士共同代表
ハンセン病市民学会共同代表
障がいのある人もない人も安心して

暮らせる大分県を作る会共同代表
みどり荘事件・飯塚事件・ハンセン病国
賠訴訟・薬害エイズ事件・伊方原発差止
大分訴訟・障がい児教育権裁判等を担当

(かたちは心であり、心はかたちになる ■
大分の素老人)

哲爺爺の時事放談(23)

祖蔵 哲

生命の危機「自然状態」の哲学

『1月20日、中国・国家衛生健康委員
会は、武漢市で新流行性肺炎の原因ウイ
ルスがヒトからヒトへと感染すると確認
したことを発表した。今のところアウト
ブレイクは中国大陸に現局されているが、
ウイルスは世界各地に拡散しつつある。
一世紀前の1918年「スペイン風邪」以来、
2003年「サーズ」、2012年「サーズ」に
続く「パンデミック」になる可能性がある
』と本稿に書いたのは、2ヶ月前の2
月号。事態は急激に悪化している。こん
な時に気楽に「哲学する」場合ではない
と「緊急事態宣言」が出された。自肅か
強制かで社会は混乱している。自肅は「心
の能動」で強制は「心の受動」であると
先月号でも感情論すなわち心の「情動論」
を述べたが、これらは「自由とは何か」
との関連もある。おっと、「哲学する」暇
があったらコロナ対策を考えるとのお叱
りの声が聞こえそう。しかしそれを承知
で今月も「時事つて」みよう。

(1)「自肅」の自主性と自己責任

日本でのみ使われている不思議な言葉
「自肅」というのは「強制」ではないが、

「禁止」に近い意味で使われている。そ
の奇妙さの原因は「自肅」の「自」は「自
主的」であるはずなのにそこにはその余
地が少ないからにある。

「自肅」とは『自から進んで、行為や
態度を慎むこと』とある。この「慎む」
というの「しない」ことではなく、「過
ちや軽はずみなことがないように気をつ
ける。慎重に事をなす。」とあり、慎重
ではあるべきだけれども「事をなす」こ
とで、「してはいけない」という意味は
ない。自肅の「肅」は、「厳肅」や「静
肅」など、しつかりとおごそかに、とい
う意味で使われるが、これも「しない」
という意味はもともとはない。「肅」の
成り立ちは「深い淵がある場所に竿を持
って立つ様子」からきていると言われる
が、崖つぶちに立った時に畏れを感じ、
身が引き締まるような感じである。軽率
なことやふざけたりしない、という意味
はありそうだが、「肅々と進める」のよ
うにむしろ「外乱に惑わされず淡々と物
事を続ける」場合にも使うので、ただ「し
ない」という意味ではない。

このように本来的な意味からは、「自
肅」とは「自らよく考え判断して行動し
よう」すなわち「自己判断して行動せよ」
ということになるが、どうも最近ではこ
れとは異なるネガティブな意味で使われ
ている。それが「自肅しろ」という使い
方に現れている。自己で判断する、とい
うだけなのに、なぜだか「周りの意見を

受け入れず、一方的に」という意味に変
わってくる。

「判断」というのは、物事を「認識」
し、自分で自己の「意志」を決定するす
ることを普通は言う。その時の「認識」
にはもちろん周りの意見も入っている。
その上で自分で決めるから「判断」は常
に「自己判断」である。この時の「意志」
は他からの力に影響されない、つまり「強
制からの自由」という意味から「自由意
志」とも呼ばれる。しかし、この「自由
意志」に基づいているはずの「自己判断」
が現在は「自己判断するな」という否定
的な文意の場合に使用されるようになって
きている。すなわち、自由な「自己判
断」は誤りで、多数の意見に従えという
全体主義的風潮である。

では西欧社会における「非常事態宣言」
はどうか。それは法律による「強制的
禁止」である。「自己判断」でなく「国家
判断」による「法律」を通しての個人の
自由の制限である。逆説的ではあるが、
なぜ「自由」を最大の守るべき規範とし
ている西欧諸国が現在その「自由」を一
時「強制制限」されるのを受け入れてい
るのか。それは国民が自ら勝ち取った、
自由に基づく「国家」と「民主主義」そ
して「法律」が浸透し、信頼されている
からあると思われる。現在の国民の生命
に関わる事態は非常事態であることは世
界的合意である。そのためには私権が制
限されることを自らの判断で受け入れて

いるのである。「自由」を守るために自由の制限を受け入れる「自己判断」が「自律」と言えるだろう。

一方で日本での「自粛」は「自己責任」に結びつく。「自己責任」の定義は『自分の行動には自分に責任が存在すること、自身の行動による過失の場合にのみ自身が責任を負う。』とある。この定義では後半部分で「自己の行動の過失の場合」という留保がされているが、日本では前半の「責任」のみが拡大解釈されている。例えば、このような状況の中、たまたまヨーロッパ旅行をしていて帰国しコロナウィルスに感染したことが判明したとすると「自己責任」と呼ばれる。ウィルス感染は自己責任なのか。感染や災害は本来、自己が原因でない被害的、事故的なものであり、避けられない自然的なものである。その人間の行動のみに原因を帰することのできないもので、過失とは言えない。数年前には、某ジャーナリストが戦況を世界に伝えるために戦争地帯に入り捕虜になった事件があった。その時にもこの「自己責任論」が出た。現在と同じことである。自分たちと同じに住んでいる世界に不幸あるという状況を共有しようとはせずに、自分は関係がない、自分はウィルスにはかからない、という根拠のない確信に基づいた立場からの批判や差別である。「自己責任だよ」と誰かに対して言う時、しばしばそれは「僕の責任ではない」と同義である。そ

こに働いているのは「自分はあなたとはちがう」と分離する心理なのだ。そして、その人の立場や被害に共感することもなく、自分とは切り離すことで「自分はそうならなくてよかった」と保身し、安堵感、自分に向けた慰めで自己満足している。しかし、この孤立した個人に責任を帰す「自己責任社会」は閉塞し崩壊する。なぜなら、国民は限りなく分断され、孤立し、次には自分が切り捨てられるのではないかという「恐怖」と「不安」が増幅し保身や差別、分断が加速し互いが闘争を繰り返すようなるからだ。これは、トマス・ホッブスの「社会契約論」で述べている「自然状態」である。

(2) 生命が脅かされる「自然状態」

「万人の万人に対する闘争」の言葉で知られるホッブズは、この有名な文句で「自然状態」において個人が基本的に平等で、それゆえに競合状態にあることを端的に表した。また人間には他の動物と異なり、理性という予見能力があるので、動物が現に生存を脅かされたときのみ生存の危機を感じるのに対し、人間は未来の生存の危機から現在の生存を守ろうとする。現にウィルスに侵食され、日々感染者や死亡者の数を知らされている現代の人間もその予測により自分だけは助かるうという欲望に駆られて孤立や分断により「自然状態の闘争」に陥っている。人間個人にとって最大の不幸は死、と

りわけ自分の意志に反して他人の暴力によってもたらされる死である。他人の暴力は、自分は他者を排除しても己は生存するという自然権に由来するものであるから、自然権は対立的矛盾を孕んでいることになる。このことから予見能力としての理性は「各人の自然権を制限せよ」という自然法を導く。これがホッブスの「社会契約論」であるが、現在のこの状況は他人の暴力ではなく、ウィルスという人間以外の原因に基づく死に至る暴力である。しかし、その媒介が人間であれば、それは他人が暴力を行使しているのと同じことになる。本人が意識しなくても接近や接触行為によつて死がもたらされるのである。ホッブスのこの「社会契約論」と同じように、今は個人の生命が脅かされている「自然状態」である。そこで一旦その自由行為の権利を国家に預ける、つまり「個人の自由の制限」「私権の制限」である。

現在、世界は三つの方策の葛藤期にある。感染拡大を防ぐ政策の「有効性」、個人の自由という法制度の「普遍性」、そしてその政策を行使する国家権力の「正統性」である。私権を制限すれば感染拡大を防げるかもしれない。しかし、大幅に自由を制限すれば人間らしい生活は成り立たない。これは公衆衛生の「必要性」と、法のもつ「正義」の対立とも言える。個人の利益を足し合わせると社会全体の利益が最大になるという単純算術の世界

ではない。現在の世界は以前にも増してグローバル化が進みウィルスの拡大に關しては都合の良い状態になっている。ホッブスの「社会契約論」は一国家内での話であった。国家間での対立を回避するにはより広範囲な「社会契約」が求められる。しかし、その「契約」はあくまで「法」に基づく限定的なものでなければならぬ。個人のすべての権利を無期限に預けるということではない。ウィルスの暴力に対抗するための「有効性」とその有効性を行使する国家権力の手続きの「正統性」によって、限定的に「普遍的自由」の私権が制限されることのみ可能である。これに有効でない制限を課する国家権力はその正統性を失われるということを忘れるべきではない。

ホッブスの社会契約論は若干の樂觀視があった。それは一旦、国家に個人の権利を預けてもそれを取り戻すことの保証がはっきりと示されていなかったからである。むしろそれ以前からの王權神授説と同じように、国家権力の永久保証をする役割を果たした。しかし、後のジョン・ロックは政治体が暴政を行つて社会契約による信託を裏切る場合には、自然状態に一時的に復する危険を冒してでも、政府を覆す権利が当然留保されていると説く「革命権」を主張した。

(3) 自然状態からグローバル社会の自由「一般意志」へ

トマス・ホッブズは、17世紀中での清教徒革命から王政復古期にかけてのイングランドの哲学者であり、ジョン・ロックは17世紀後期の名誉革命期での同国の哲学者であった。しかし、彼らからおよそ一世紀後、18世紀中期に登場したフランスのジャン＝ジャック・ルソーは彼らとは異なる「社会契約論」を唱えた。

ルソーの「自然状態」はホッブズやロックとは異なり、理性を持たず他者を認識することのない自然人たちが、自由に存在している状態を論じた。人間は本来「不平等」であるから闘争があるということから始まっている。ルソーによると、暗黙に承認されねばならない「社会契約」の条項は次のたった一つの要件に要約される。それは、これまで持っていた特権と従属を共同体に譲渡して平等な市民として国家の成員になること。そのうえで市民は国家から生命と財産の安全を保障されるといふ考えを提示したのである。社会契約によってすべての構成員が自由で平等な単一の国民となって、国家の一員として政治を動かしていく。だが、めいめいが自分の私利私欲を追求すれば、政治は機能せず国家も崩壊してしまう。そこで、ルソーは各構成員は共通の利益を志向する「一般意志」のもとに統合されるべきだと主張した。公共の正義を欲する一般意志に基づいて自ら法律を作成して自らそれに服従する、人間の政治的

自律に基づいた法治体制の樹立の必要性を呼びかけたのである。

「一般意志」とは、個人の意志とされる特殊意志の総和である全体意志ではなく、そのそれぞれの特殊意志から相殺しあう過不足を除去することで抽象される概念である。つまり、個人の意志の単純加算が全体の意志になるのではなく、それらを包含した集合体全体の生存に寄与する普遍的理念が意志となり行為の主体性、能動性となるということである。そして、権力はこの「一般意志」に従属し、それにそれを目指すという、「受動かつ能動」という役割を求められることになる。この思想は後のフランス革命の基本理念になり、「自由」の象徴ともなった。「一般意志」は、人々が失われた自然状態を第二の自然として回復すべく社会状態へ入る際に、重要な役割を果たしたのである。個人が生命の危機にある時、その安全を確保するために、自由という私権を制限しようとする国家権力の力の行使はこの「一般意志」の下でのみ正統権を持つ。これが、現在の西欧諸国での「非常事態宣言」の基本思想であろう。

さて、「自然状態」の「自然」とはどういう世界であろうか。生物である人間も自然の一部である。動物と人間の違いは何か。ホッブズやロックなども論評しているようにそれは人間だけが「理性」を持つということであった。では「理性」とは何か、それは単なる「自然物質」とどう異なるのか。これはデカルトが説いた「精神」と「物質」二元論の哲学である。では「生物」と「物質」の違いは何か。さらにウイルスとは何か。生物か、でなければそれは「物体」なのか。哲学は「精神」であり理性の究極である。さらに「哲学」と「ウイルス」の対決、「精神」と「物体」の対決の話題に移ろう。

(4) 物質と生命そして精神

近代生物学の幕開けから今日に至る大部分の期間、ウイルスは無生物に分類されてきたが、それが意図せぬ結果を生んだという。生物の進化の研究では、ウイルスの存在はほとんど無視されてきた。しかし、ようやく、生物の歴史におけるウイルスの重要な役割が評価されるようになってきた。生命現象を担う多数の複雑な化学構造が明らかにされたために、ほとんどの分子生物学者はそちらの研究に忙しくて、ウイルスが生きているかどうかに頭を悩ます暇がなかった。ウイルスが生物であるかどうかは、個々の細胞成分がそれぞれ独自に生きているかどうかを考えると同じに見えたのかもしれない。ウイルスに生物というレッテルを貼ってもよいかどうかを議論していると、別の疑問がわいてきたのである。ウイルスが生物か無生物かを考えることは、答えてのない哲学問答と変わらないのでは

ないか。活発で白熱した修辞学的討論の基盤にはなるが、そこからは実用的な結果はほとんど生まれないのではないかと、この問題が非常に重要視されるようになってきた。それは進化のメカニズムという観点からである。「生命とは何か?」自己分裂、融合といった「動的な物体」と考える場合や、DNAやRNA、タンパク質といった「生体物質」、核、ゴルジ体、ミトコンドリアなどの「細胞を構成する組織」を連想する場合が多いでしょう。しかし、これら生命を連想させるキーワードだけでは、非生命と生命の境界を明らかにすることはできない。事実、ウイルスは今の定義には該当しない。

生命体を構成するものは基本的に有機分子であり、それらがどのようにして数億年前の原始地球において生成されたかを検証する実験はこれまでに多数なされている。しかし、アミノ酸や脂質、RNA/DNAなどの物質と生命の間にはまだミッシングリンクが存在しており、物質がどの段階で「生命らしく」なり、そして生命へと進化していったのかは、自然科学が発達した現代においても謎のままだ。つまり、「物質」と「生命」そして「精神」の境界はまだまだ曖昧であるということだ。

今月号も否応なく新型コロナウイルスの時事問題がテーマになった。しかし、この世界的危機状態にあってはじめて気

がついたことも多い。それは古来からの哲学テーマである「人間とは何か」である。それは「自然とは何か」「物質とは何か」「生命とは何か」そして「理性とは何か」「存在とは何か」につながる。答えは出ないが、永遠に私たちに問われる課題である。この哲学テーマを思考するのが止めるとき、それが世界が終わるのか、人間が減るのか。これからも「哲学する」は続けなければならない。

大人の今昔物語（六六）

石川 吾郎

今回は、新型コロナウイルスのパンデミックが進行中の世界に関連した、疫病についての話です。教科書に出ない度は一／五。

病が人の形になり、医者がその言葉を聞いて病を治した話し（巻十 第二三）

今は昔、中国の某の時代に、重い病にかかった貴人がいた。またその頃、腕利きの医者がいた。この病人は、病の治療のためにこの医者を招請した。

この医者はその夜の夢を見、その中に

例の病がたちまち二人の子どもの姿で出てきた。一人が嘆いて言うに「われら、この医者に酷い目に合わせられるぞ。どうしよう。どこに逃げようか」もう一人が「おれたち、膏（こう）の上や膏（こう）の下の隙間に入れば、医者にはどうしようもできないぞ」と、話し合うとみて、夢が覚めた。

その後この医者は、依頼された病人の許にでかけ診察をする。が、患者の状態は悪く、自分ではこの病は治すことができない。鍼も届くことができない。薬も効果が期待できないだろうと判断し、治療できずに帰った。依頼の患者は死んでしまった。

胆囊の下を膏（こう）と言ひ、その上を膏（こう）と言うのである。というわけで、この場所まで入ってしまった病は、治癒することができないので、このように言うのだろう。

その後にもまた、重病に罹った人がいた。

この人がこの医者を招請して、治療してもらおうとした。この医者、患者の許に出掛ける途上で、たちまち二人の鬼が出てきて嘆いていわく「おれたち、どうしようこの医者のために退治されてしまう。どうしようか」と言う。また先の夢の中で言ったように「おれたち、膏の上、膏の下にもぐったら、大丈夫じゃないか」と言う。

また一人が言う「もしや八毒丸を処方し

て服用させることになるだろうか。他方が言う「その時には万事休すだな」というのを聞いて、この医者は患者の許に急いだ。そして、この患者に八毒丸を処方した。患者はこれを服用して、たちまち病は癒えた。

というわけなので、病気もみな、心をもつていて、こんなふうに語り合うものなのだ、と語り伝えていることだ。

《コメント》

この話しの出典は中国の古典『春秋左氏伝』ということなので、二千年数百年前の話ということになります。それにしても、病気に人格を与えて考えるのは、とても面白いと思います。

今世界で猛威をふるっている新型コロナウイルスの疫病を考える場合にも、示唆的なのではないかと思います。つまり、新型コロナウイルスの疫病に人格を与えて考えてみてはどうでしょう。

一度ウイルスの立場に立って考えてみると、ウイルスが最も多く増殖した状態を長期間維持するのが、一番繁栄した状態と考えられるのではないのでしょうか。

そうすると、宿主である人間をすぐに殺してしまうほど毒性が強ければ、生き残れないことは明かです。なぜならそれほど危険なものなら、人間も厳格に対処して絶滅させるか、あるいはその疫病（病原体）が人間をすべて殺し尽くしてしま

い、その病原体も宿主とともに絶滅してしまうことになりませう。

したがって毒性があまりに強ければ、その病原体は進化的には生き残れないことになりませう。言い換えると、進化的に繁栄しようとする（ウイルスが）考えているならば、適度に宿主（人間）を生かしておいて、その宿主とともに共存共栄をはかるのが、進化的な生き残り戦略としては一番ということになる。

実際に新型コロナウイルスは、致死性が相対的に低くて、感染性が高いというやっかいな特性をもっています。このことが、このウイルスが全世界に拡散してしまつた大きな要因になっているのではないかと思われませう。

というわけで、恐らくこの新型コロナウイルスの疫病の収束の仕方は、全世界に広がってしまった現状から考えれば、ある程度弱毒化した状態で、従来からある季節性のインフルエンザ程度の存在として、現代以降の人間社会が日常的に付き合っていくかなければならない存在としてしぶとく残っていくのではないかと私は考えています。

それにしても、日本政府の対応は欧米先進国との違いが際だっています。要約すれば、要請はするが強制はしない。同時に保障もしない、自己責任だね、と国民を突き放すやり方です。これは驚くほど一貫しています。国家としての国民を守る義務を放棄しているといえるでしょ

う。
読者の皆さま、とりわけ六十代以上の皆さまは、くれぐれも感染されませぬようご用心のほどを。

尚、本文に出る「膏盲」（こうこう。盲とは異なるのでご注意）は、「病、膏盲に入る」の成語で有名ですが、この「膏」は「心臓の下に付く脂肪部分」、「盲」は「横隔膜の上の深い部分」を一般には意味しているようです。ここでは「膏」を胆嚢の下としています。これは一般的ではないとのこと。

新型コロナウイルス愚考

明石 幸次郎

新型コロナウイルスの感染の広がり、人的、経済的影響の深刻さが伝えられています。このような非常時に対し、安倍首相がどう政治的決断をして、国民の経済的な苦しみを低減させる政策をタイムリーに打ち出せるか、その力量と資質が試されています。

それはさておき、ボランティアで週1回3時間程度、自殺防止の電話相談員をやっています。その為、電車に乗り、繁華街を通り、その団体のある施設まで通っています。

昨今のコロナ感染者の急速な広がり、「生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと」を国、大阪府から要請されています。

しかし、この電話相談は「24時間、年中無休（無給）」でやっていますので、各相談員は決められた日時には、原則として休むわけにはいけません。

それで、コロナウイルス感染の不安を抱えながらも、何時間も掛けて遠くから電車に乗って通っている後期高齢者の相談員もいます。まあ、ほとんどの相談員は70歳以上の高齢者ですが。

最寄り駅にある繁華街の夜は、コロナ感染が大きく伝えられてきた2月中旬から3月中旬まで、多くの居酒屋は、平時と同じように賑わっていました。それから、クラスタによる感染者が多くなり、大阪府知事が不要不急の土曜、日曜の外出を控えるようにとの注意喚起が出てからは、居酒屋も人が少なくなりました。

先日、相談員として、朝8時から12時頃まで、電話を一人当たり時間にして30分以上、殆どうつ病、統合失調症などで苦しんでいる7人の電話を受けました。

話は、大抵は掛け手のどうしようもない苦しみ、辛さ、孤独感を相談員に聴いて欲しいと訴える内容です。「死んでしまいたい」と口に出す掛け手も半数位はいます。

その中で、鬱を何年も患い、何らかの

事情で家族から離れて、ひとりグループホームに入居していると言う、40歳代の男性が（前回も同じような内容の話を1時間程聴く）何故か、今回は声の口調もはつきりして、元気そうに思えた（本人は始めて話す相談員と思っている）私は前回に精神科医に通っていると聴いていたので、少しは改善の兆しが見えてきたのかと内心嬉しいながら、男性の苦しみと精神科医への怒り、不信感（先生の言っていることが全然分からない）などを30分ほど傾聴した。それから、少し沈黙が続き、その後、「どうしたら良いですか」と聞かれたので、「貴方も大変ですが、世間ではコロナ感染騒動が長引くよう、普通に暮らしている人も、外出を控えないといけない状況で大変ですね」と話を逸らして、言っではいけない事を言っしまいました。「普通通らず人とはどう云う人で、自分は普通の人でないのか」と元気な？声で怒鳴られて、切られてしまいました。後から、抗議の電話があったと、別の相談員にいわれましたが。

相談員は、電話の声（口調）と話す言葉に頼りに、掛け手の生活状態と心身の状況を想像しながらの手探りの対応です。相談員の共感と十分な傾聴、それらを含め、少しでも掛け手が感応する対応により、掛け手が話をする中で、自分を客観視して、何をしたらよいのかなどの気づきを心得て、何よりも電話を通して、苦しさを吐き出す事で苦しみや孤独感が少し

でも和らげば、聴き方が良かったといわれます。

ここ最近では、私だけが勝手に感じているだけか、なぜか掛け手の声に昨年と違って少し元気があるように思え、堂々巡りで何ら結末がない、ただただ聴いてくれと言った内容が少なくなっているように思えます。

これは、コロナウイルスとの目に見えない戦争の中で、社会全体が混乱し、普通の人も含めた全体が不安になっているので、鬱病者も引籠もりの人達も、自分だけがなぜ苦しんで、大変な思いをしているのか、と感じる量が相対的に減ってきて、この苦境が続けば、少しは改善していくのではないかと勝手に期待しています。

「おい！アホか！医学的な根拠があるのか？こんな状態が長引けば、普通の人が鬱になり、お前見たいな老人も行く処がなくなり、家で巣籠もりばかりして、嫁はんからはより煙たがられ、老人性鬱か、ボケが進むか、同時にアル中も増えて、今度は、心療内科に大勢が押しかけ、先生が大変なことになるぞ！」と言われるそうです。

では、そうすれば、この苦境を耐え忍べるのか？

人は社会的動物で、人だけが他の生き物と違い、生きるために食べ物を分け与え、仲間、家族と一緒に空腹を満たし、そこで喋りをして家族、集団意識を太

古の時代から育み、力を合わせ生き延びてきました。その中で、自分以外の人に對する思いやりとサポートをするという人として社会的に生きるためのことを学んできました。

外出を控え、仕事を早く切り上げるか、テレワークをすれば、その分は家に居る時間が増えてくる。各人が食事は家族、もしくは知り合いと一緒に摂るようにして、お喋りをしながら、ゆったりとした時間を皆で共有していく。それを習慣化していけば、個人の意識も行動も変わり、同時に社会全体の働き方改革、社会的格差の是正、家族のありようなど、真面目に一人一人が考える機会にしていけば、この新型コロナウイルス感染症でダメージを受けていくであろう日本社会も良い方向に変わって、収束した暁には「災いを転じて福となした」としたいものです。

オクラの山たより (43)

困了生

一

蕪村が俳諧の師として生涯にわたって慕ったのは夜半亭巴人(宋阿)一人でしょう。蕪村にとって巴人は単に俳諧の師

という存在だけではなく慈愛あふれる父親ともいえる存在でした。満たされることのなかった父母への思いを補ってくれる存在であったともいっていかもできません。

夜半亭巴人(宋阿)は一七三九(元文四)年十一月に先師の其角と嵐雪の三十三回忌追善集「桃桜」を編集し刊行しています。この「桃桜」に幸鳥(後に蕪村と改号した)は次の句を入集しています。

播鉢の みそみめぐりや 寺の霜

「みそみめぐり」とは聞き慣れない語ですが、「三十三回」のこと。つまり、摺りおろして寺の精進料理に使う「味噌」と三十三回忌の「三十三回(みそみめぐり)」と同音なのを掛けた滑稽表現がポイントの句です。この句は幸鳥という俳号を初めて御披露した頃の作であり、蕪村にとって忘れられぬ句であったでしょう。晩年に生涯の自作を整理して句稿をまとめる作業をし、死後、弟子の几董によって上梓された「蕪村句集」に若書きの句ながら入れられています。

蕪村は当時を振り返って師巴人(宋阿)の三十三回忌の追悼文に

予の、その頃や、膝前(しつぜん)に筆をとりて師の半臂(はんぴ)をたすけ『ももぢくら』の編集なれり

と書いています。これによると幸鳥は絶えず夜半亭の師巴人のそばにあって、師の助手として「桃桜」の編集作業に関わっていたことがわかります。また、几董宛の手紙(日付なし)でもこの時代のことを次のように回想しています。

巴人、独吟は一々(いちいち)野子(やし)に相談いたされ候。そのころは野子もいまだ二十五、六歳の時にて、未練に候へども、巴人(はずいぶん)と片腕(かたうで)のごとくに相談に及ばれ候。

「独吟」は俳諧集一卷を一人で作ること、「野子」は蕪村の謙称、「未練」は未熟であることです。蕪村は「自分は未熟であったが、師の巴人は俳諧のことである」と自分に相談してくれて、まるで師の片腕のように信頼してくれた」といっています。師の巴人は人間的にも俳諧の上でも蕪村にとっては自分を完全に信頼し認めてくれた唯一の人であったのかもしれない。

この巴人の存在を古典文学の研究者である小西甚一は「俳句の世界」(講談社学術文庫 1988)で次のように書いています。

「巴人は、墮落した享保俳諧の濁りに染むことが少なく、清高な句風を示した。

小夜時雨 船へ風のわたる音
木枯しに 塔は鐘うて 立ちにけり

などにその特色を見る。これらは、とくに出来の好い句で、全体としては時代の流れを抜けきるわけにはゆかなかつたけれど、時代の流れに安住する人でなかったことは確かであつて、この人に師事したことが、蕪村の句風を生涯にわたって大きく支配したといつても、あまり過言ではあるまい。」

この小西甚一の指摘に筆者は賛成です。思えば蕪村は良き師にめぐまれました。二人の出会いが必然であつたか偶然であつたかは分かりませんが。

二

巴人(宋阿)が亡くなったのは一七四二(寛保二)年六月六日、幸鳥(蕪村)二十七歳のことでした。彼の悲しみは深く、翌年の五月に刊行された巴人宋阿追善集「西の奥」には幸鳥の悲痛な思いを詠じた次の句文があります。

宋阿の翁、このとしごろ、予が孤独なるを拾ひたすけて、枯乳の慈恵のふかりけるも、さるべき宿世にや、今や帰らぬ別れとなりぬる事のかなしびやるかたなく、胸うちふたがりて云ふべき事もおぼえぬ。

鳴きながら川飛ぶ蟬のひかげかな

我が泪(なみだ)古くはあれど泉かな

宋阿、つまり巴人が宰鳥を「拾いたすけ」たのは六十一歳の時で彼の享年は十六歳ですから二人の関係は親子と云うよりも祖父と孫の関係といった方がいいかもしれません。

また、「予が孤独なるを拾ひたすけて、枯乳の慈恵のふかりけるも、さるべき宿世にや(孤児であつた自分を拾つて助けてくれ、師が年老いてな温かい慈愛の心に満ちていたのも、前世からの因縁であつたらうか)」とまで書いていますので、二十七歳の宰鳥(蕪村)は自分が孤児であつたことはつきりと意識していたことがわかります。そして、この記述には孤児で破滅の未来しかなかった自分を拾い救つてくれたことに運命的なものまで感じていたことも読み取れそうです。

師を失つたあと、宰鳥(蕪村)はしばらく茫然自失といった状態であつたようで、師の遺稿を探し求めて遺稿集「一羽鳥」を編もうとしましたが、完成するとはできませんでした。「一羽鳥」とは「枯乳の慈恵」を失つて孤独な一羽の鳥になつたということでしょうか。

多くの人が指摘する通り「一羽鳥」に唐の白居易の詩である「慈鳥夜啼」を踏まえているのはあきらかです。「慈鳥その母を失い、啜啜(ああ)鳥の鳴き声の擬音」と哀音を吐く」で始まる詩は母を失つた鳥が亡母のいた故郷を去らずに悲し

みの声で鳴き続けるという内容ですが、そうなると孤独な鳥とは詩を失つて悲し

みにくれる宰鳥(蕪村)自身ということとなりま。す。「一羽鳥」とは白居易の描いた鳥とは逆に師の死後、師とともに過した夜半亭を去らねばならぬ悲傷なる思いをこめた語であつたといえそうです。

夜半亭を去つて後、宰鳥(蕪村)はしばらく巴人の高弟である下総国結城の砂岡雁宕(いさおかがんとう)のもとに身を寄せ、一七四四(寛保四)年の春に雁宕とその親族の支援を受けて初めての「歳旦帖」を宇都宮で刊行しています。この「歳旦帖」から宰鳥を蕪村に改号します。俳人蕪村のデビューです。その「歳旦帖」の一句。

古庭に 鶯啼きぬ 日もすがら

句意は「苔むして古風な趣もある庭に春の到来を告げるウグイスが鳴いている。そして、一日中ずっと鳴いている」です。

この句を詠んで誰も思うのが芭蕉の「古池や蛙飛込む水の音」です。芭蕉に対する憧れがあふれ出たせいでしょうか。改号による気負いも出ているようで微笑ましくも感じられます。

そして、蕪村が北関東、東北と遊歴を重ねて蕪村が京の地に居を定めたのは師巴人(宋阿)が死しておよそ十年の後、一七五一(宝暦元)年のことでした。

三

師である夜半亭宋阿(巴人)の死によつて俳諧師として独り立ちしていくこととなります。俳諧師としても画家としてもまだまだ未熟であつた蕪村がいかなる社会風潮の中で自らを育てていったか、それを知るためにも、当時の人々が俳諧師に対して持った見方について少し寄り道をするにとします。

俳諧師というのは俳諧を職業とする人、または俳諧に巧みな人のことをいいますが、江戸中期のころはどのような存在であつたのでしょうか。俳句の宗匠ともいべき人が全国に多くおられて多くの俳句愛好者を指導されている現在の状況から見ればこうした疑問を立てること自体噴飯ものでしょうが、当時は少し事情が違いました。

「経済録」で著名な江戸中期の儒学者太宰春台は、その著書「独語」で次のように述べています。

俳諧師と云ふもの、極めて賤しきものにて、諸侯貴人の翫(もてあそ)びものになる故に、やんごとなき人々に狎(な)れ近づきて、さまざまのよからぬことを、進めまらざる類(たぐい)世に多し。……心あらん人は厳しく禁すべきことなり

この「よからぬことを進めまらざる」や

からであるといった俳諧師観は決して太宰春台一人にとどまりません。一七六九(明和二年)、尾張藩の藩儒が叙した「人見弥右衛門上書」にも

四民の外なる出家、山伏、神道者、遊女、歌舞伎、俳諧師、座頭、平家語り、幸若の類、すべて四民の衣食住をかすめて、世間無用の業をもつて今日を渡る者、いはゆる遊民の食いつぶし

と俳諧師を「世間無用の業……遊民の食いつぶし」と決めつけています。「四民」とは「士農工商」のこと。支配身分である士(武士)、被支配身分である農(百姓)・工(職人)・商(主として家持ち町人)のことです。現在の近世史の見方は武士以外は横並びに存在していたとされていきます。

近世史家の塚田孝氏や吉田伸之氏は近世の身分社会は「土地や道具、貨幣などの所有のあり方から類型化される、弾力的で、重層的かつ複合的のものであつた」と指摘しています。

たとえば支配層は武士だけではなく天皇や公家、上級の僧侶や神官も含めて重層的に構成されており、士農工商身分の周辺にはそのいずれにも属さない宗教者や儒者、医者、芸能者などが小さな身分集団を作っていました。そして、それぞれの身分集団が異種間で複雑に交わり合っていたのです。異なった身分集団の間

でも移動が可能でした。たとえば有名な幕臣勝海舟の曾祖父は江戸の町の鍼灸医で金貸しでした。蓄えた資金で御家人の株を買い、自分の家を幕臣の家としました。その孫の小吉が勝家に養子として入り、その子が麟太郎こと海舟です。近世の身分社会は固定的なものではなく私たちの想像する以上に柔らかなものであったらしいのです。

ただし、この近世社会での富の生産を支える基幹的な身分はやはり農業や林業水産業に従事する「農」と第一次産業が生み出した物とは異なる二次的で人工的な生産物を生み出す「工」の二つでした。この二つが正統的な身分とすれば富の生産のための土地・道具を持たず、貨幣も持たないと人々なれば、「農工商」に属する人たちからかなり厳しいとらえ方をされたのは無理からぬことであつたでしょう。

とすれば身分的周縁に属していた俳諧師もかなり厳しい視線さらされていたのは容易に想像できます。

蕪村の友人でもあつた「雨月物語」の作者上田秋成に「癩癖談(くせものごたり)」という「伊勢物語」のパロディといえる小説があります。その中に「芭蕉翁の奥の細道のあとつかしく、はるばるみちのくに」下ってきた俳諧行脚の者がある城下で一夜を明かそうと門の前に立つ翁に宿を求めたところ一夜の宿を断られたという話が出ており、そのいきさ

つをこのように書いている。

翁うち見て、法師は達磨宗(禪宗のことなるかと問ふ。いな、さる修行にあらず、芭蕉の翁の流れを学ぶ者なるが、松が浦島、象潟のながめせんとて、はるばると来れるなりといふ。翁、声荒らかにて、(この御城下には)俳諧師と博奕打ちの宿する者はなきぞと、いひけるとなり。いかなれば同じ列にうとまれけむ。いとあさましきなむ。

「この御城下には俳諧師と博奕うちを泊まらせようという者なんぞはいない」という翁の返答は強烈です。上田秋成はどのような理由で俳諧師は博奕打ちと同じ扱いを受け嫌がられたのだろうか」ととぼけていますが、江戸中期にあつては都会から離れた地方を行脚する俳諧師は博徒と同様に扱われていたことをこの話は示しています。また、宿を断られた俳諧師の風体が僧侶であつたことは、おそらく地方を行脚するにあたりいずれかの寺院を本寺として僧籍を持つことが便利であつたからでしょう。全国に浄土宗の十四万寺を筆頭に諸宗派併せて四十六万余の寺があつたと享保十年の記録がありま

話を先ほどの俳諧師のことにもどせば一八三二(文政十三)年に刊行された「嬉遊笑覧」では

世の諺(ことわざ)に俳諧師を座敷乞食と卑しむ

という言葉があつて当時の人々が俳諧師に対して持っていた見方の一端を示しています。「俳諧師は座敷にいるが門付きで物乞いをする乞食と同じだ」と。俳諧師という職業は宗匠とか呼ばれて聞こえはよかつたのですが、先ほど述べたように正統な四民(士農工商)の身分からはずれた身分で手軽な文芸遊戯の場の演出・進行と批評を行う取り持ち役に過ぎませんでした。俳諧師の中には連衆(俳諧仲間)のご機嫌を取る封間(太鼓持ち)のようなことを行い、ここに書かれたように「座敷乞食」と蔑まされる者も少なくありませんでした。

実をいえば、俳諧師自身もこのことは自覚していたらしく、たとえば、一六八一(天和元)年の冬に日本橋から深川の芭蕉庵に移り住んだ芭蕉に「乞食の翁」という句文があり、杜甫の詩「絶句」に託して自らの思いを綴っています。

窓には含む 西嶺千秋の雪
門には泊す 東吳万里の船

我れ其句を識(しり)て、其心を見ず。

その住びをはかりて、其の樂(たのし)びをしらす。唯、老杜(ろうとう)にまされるものは独り多病のみ。閑素茅(けんそう)吉(きち)ぼうし(や)の芭蕉にかくれて、自ら乞食の翁とよぶ。

樽(づ)の声波を打つて
はらわた氷る 夜や涙

貧しく寒い草庵のなかで杜甫の貧苦に満ちた詩人の人生を慕い、杜甫に唯一勝つているのは多病だけだとおどけてみせ、自分のことを「乞食(こつじき)の翁」と呼んでいます。なにしろ自らは何の収入を得ることなく弟子や門人の喜捨により生活しているのですから、「乞食」には違いありません。あとにつけられた句は字余りの漢詩調の作品ですが、その句意は「寒夜の草庵で独り樽の音に耳を澄ますと、腸が凍るような寂寥の感につつまれ、不覚にも涙を落としてしまった」ということでしょうか。「はらわた氷る 夜や涙」からは芭蕉の深い孤独感が伝わってきます。

なお、蛇足ながら芭蕉が引用している杜甫の詩は「絶句 四首 その三」で、引用部分は詩の転句と結句です。詩の全体は左に示した通りです。七六四(広徳二)年、杜甫五十三歳の夏の作。詩人は成都で穏やかに暮らしていた時期の作です。詩中の「両箇の黄鸝」とは「二羽の高麗鶯(こうらいいうぐいす)」のこと。全体に黄色で鳴き声の美しい小鳥だそうで

す。

絶句 その三

杜甫

両箇の黄鷗(おうり)は 翠柳に鳴き

一行の白鷺は 青天に上(のぼる)

窓には含む 西嶺千秋の雪

門には泊す 東吳万里の船

芭蕉から見ればかなり後年のことですが一七九〇(寛政二)年に京の二条家の俳諧宗匠(当時、京に於ける俳諧のトップにいたこと示す地位です)に選ばれた松岡青蘿(まつおかせいら)は、その年の歳暮句に

世の外の 身にも師走の あらし哉

と詠んでいます。この句で青蘿は自ら「四民の外」の身分であると認めているようにも見えます。自己韜晦の可能性もありますが、この言葉が発せられるにはそれなりの社会的な背景があったと考えられます。

以上、見てきたように「河原乞食」と蔑まれた芸人と同様に蕪村が一人前の俳諧師となっていくにはなかなか険しい道程がありました。以下、師宋阿の死後、蕪村がたどった足跡を追ってみます。

四

師である宋阿(巴人)の死後、蕪村が頼ったのは宋阿(巴人)の高弟であった下総国結城の砂岡雁宕(いさおかがんと)

う)であったことはすでに述べました。

結城での蕪村の生活は雁宕や雁宕の娘

婿である佐藤露鳩(さとうろきゆう)、早

見晋我(はやみしんが)父子、関の宿の

箱崎阿誰(はこさきあすい)、常陸下館の

中村大済(なかむらたいせい)やその本

家である風篁(ふうこう)こと中村兵左

衛門ら地縁・血縁で結ばれていた宋阿(巴

人)の門人たちに支えられていました。

これらの人々は一定の資産を持った人々

であり、たとえば、中村兵左衛門は明暦

(一六五五〜五八)以前からの繰り綿を

主とする畿内・江戸・仙台に及ぶ遠隔地

商業で富を築きましたが、元禄期(一六

八八〜一七〇四)には江戸の問屋の進出

に押され、酒・醤油の醸造業と江戸での

販売に転じましたが、それも享保期(一

七一六〜一七三六)をピークとして銚子

に圧倒されて凋落の一途となりました。

衰退しつつあるとはいえず中村兵左衛門は

蕪村が滞在した頃はまだまだ豪勢な屋敷

を構える地方の有力者でした。下館藩主

も訪れたという豪奢の屋敷を蕪村は「新

花摘」で

(屋敷は)方二丁ばかりにかまへ、前

栽後園には奇石異木をあつめ、泉をひ

き鳥を放ち、仮山の致景(築山などの

よい景色)、自然のながめをつくせり

と書いています。

下野国烏山出身の宋阿(巴人)の夜半

亭は、鬼怒川の水運を軸にした江戸と北

関東を往復する地方都市の御用商人たち

の経済活動を支えとして成立した俳諧結

社だったので。三十代前後の蕪村の生

活は活発な経済活動をしていたこうした

人々によって支えられていたのです。

ただし、それは浮き立つような気分の

毎日ではありませんでした。江戸の夜半

亭を去った後の十年に及ぶ年月の間、蕪

村は決してずっと結城にとどまっていた

わけではないからです。蕪村は関東と東

北を巡った日々を送っていました。そし

て、その放浪の日々は浄土宗の念仏僧が

遍歴修行に励む日々として長らく蕪村に

記憶されることとなるからです。

苦行を重ねる遍歴修行の目的は一般

的には懺悔滅罪の放浪行でした。仏教で

はそれを懺悔または悔過(けか)という

のですが、蕪村は関東・東北のすみずみ

まで放浪を重ね乞食修行に明け暮れたよ

うです。蕪村が仏に告白し滅罪のための

苦行を重ねるのは、いったい誰に対して

どんな罪の意識があつてのことか。毛馬

のことか、父母のことか、父とも慕った

宋阿(巴人)のことか。はっきりとは分

からず想像するしかありません。

この放浪期のことについて門人の几董

は蕪村自ら次のように語ったと「夜半亭

終焉記」に記しています。

つらつら来しかたをおもふに、野総

奥羽の辺鄙にありては、道に煩ひ、あ

るときは飢多し、寒暑になやみ、憂

き旅の数々、命つれなく、辛きめ見し

もあまたたびなり

これは放浪十年の時期の実感であったで

しょう。「野総奥羽」とは上野国、野州(下

野国)、総州(上総・下総国)、奥州(陸

奥国)、羽州(出羽国)のことで、蕪村が

関東から東北までくまなく遍歴したこと

が分かります。道中で難所を越える苦し

み、飢餓、寒暑の難儀と幾度となく生命

の危険にさらされ多くの辛い思いをした

のでしょう。後年になつても、この時期

のことを回顧して句に詠んでいます。次

の句は明和五年六月、蕪村五十三歳の夏

に詠んだ連作の六句です。

おろし置く笈(おい)に地震の夏野かな

鮒鮓(ふなずし)の便りも遠き夏野かな

重荷持ちよぼる身を泣く夏野かな

笈の身に地震知り行く夏野かな

行き行きてここに行き行く夏野かな

巡礼の鼻血こぼし行く夏野かな

「夏野かな」を繰り返していく単調なリズムに炎暑の中、はてしなく歩んでいく重い足取りが感じられます。

「笈」は行脚の僧が背負っている足の

ついた箱で中に仏具・衣服・食器などを

入れていました。すっかり疲れて腰を下ろそうと思いい地面に置いた筈が地震でカタカタと音を立てています。得体の知れぬ不安感が漂ってきます。「よぼろ」とは重荷を運搬する人夫のこと。ここでは肩に食い入るほどに重い笈を背負った蕪村のこと。「巡礼」ももちろん蕪村を指しています。

「よぼろ身」で「笈の身」の蕪村は不安な思いを抱きつつ苦難に満ちた懺悔滅罪の遍歴修行をするために鼻血をタラタラと流しながら炎熱の中をヨロヨロと炎熱の地をどこまでも歩んでいきます。惨たる情景といえる表現です。

こうした奥州をめぐる蕪村の旅は奥州最北端の地である外の浜にまで至っています。外の浜は陸奥湾に面した津軽半島の浜。その外の浜まで行って

「外の浜の旅寝に……帰るさを忘れ」

つまり、外の浜で旅寝をしてしまつて帰るときを忘れた、と六十歳をこえた蕪村は「新花摘」でいっています。陸奥湾は烈風吹きささび寄せる波の荒いことで有名な地。いったい何に魅せられて、そんな地にとどまったのか。気になるところです。

こうして奥州、羽州、野州、総州へとめぐっては、結城にもどつて心身を癒し、また出かけるという遍歴修行を蕪村は十年にもわたつて繰り返ししました。結城の地はその拠点であつたのです。

最後に、繰り返し返された関東・奥州の遍歴苦行の中で実地の景をよんだ句文を紹介します。

神無月はじめの頃はい、下野の国に修行して、遊行柳とかいへる古木の影に、
目前の景色を申し出ではべる。

柳ちり清水かれ石ところどころ

「遊行柳」とは西行が下野国蘆野の里を通つたとき

道のべに 清水流るる 柳かげ

しばしとてこそ 立ち止まりけれ

と詠んだ、その柳だとする古木がこの場所にあつて歌枕として著名になつた柳です。能の「遊行柳」もこの話をモチーフにして作られ、いよいよ「遊行柳」は有名になりました。ただし、西行の「道のべに……」の歌を収めた「新古今集」には「題知らず」とあるだけで、どこの柳かは明記されていません。おそらく能楽「遊行柳」の作者が勝手にそうしたらしいのですが、奥州の歌枕を訪ね歩いた芭蕉は、「奥の細道」で「遊行柳」を見て次の句を詠んでいます。

田一枚 植ゑて立ち去る 柳かな

早乙女が田一枚植ゑ終わるまでのしばしの間、柳のかげに一休みして芭蕉はその場を後にした。という句ですが早乙女が苗を「田一枚植ゑ」る間に芭蕉が何を思ったのか、いろいろと想像させる句です。

蕪村も「遊行柳」が有名な歌枕であること意識し、そして西行の歌や芭蕉の句も頭に置いて「柳ちり……」の句を詠んだのでしようが、実際に目にした光景は悲惨でした。初冬とはいえ柳の葉はすっかり散つており、湧き出ているはすの泉も枯れ果てて、見えるのはただただむき出しの石のみでした。その印象が強烈であつたのでしょうか、自分の目で見たままの光景を表現しようとした蕪村の意志がこの句には見えます。たとえば五七五の俳諧のリズムを無視した五五八のリズム。それは枯れた泉に残っている石の印象をいやが上にも強めます。そして俳諧では禁じ手である違ふ季節を一つの句に混在させること。「柳ちる」は七月(陰曆)すなわち初秋の季語ですが、前書きには「神無月」と書いてあり冬の季節となります。明かな矛盾です。これはどうしたことか。

そう考えてくると後年、客観的な表現の作品を多く詠んだ蕪村の作風を予想させて、決して名句とはいえませんが、注目すべき句といえます。

【気まぐれ補足】

◇ 惟然のこと

「補足」とは本来的には本文中で詳説できなかったこと、読者に対して承知しておいてほしいことなどを「註」などの形式で書くものですが、私の場合は本文を書いていく際に出会つた忘れ得ぬ人や事柄について少しく触れていくことにします。題して「気まぐれ補足」。「こんな人もいたんだ。お前さん、知つてたか？」といった老人の長談義に付き合われるのはまっぴら御免だという読者の気持ちには重々承知していますが、そこはまげて、しばらくお付き合いください。今回は芭蕉の弟子の一人であつた惟然をとりあげます。

惟然(ゐぜん)一七一―六十余歳で没かは刃物で有名な美濃国関の人。広瀬氏は武田信玄の臣であつた広瀬郷左衛門の子孫。通称は源之丞。富裕な酒造家の三男に生まれましたが、早くに財産をなくし、妻子を棄てて剃髪したと伝えられています。漂泊と庵住の生活を続け

生涯を通じて「貧賤」を愛し、晩年は「風羅念仏」を唱えて芭蕉供養の行脚をしました。近世の俳諧史の上では「口語調俳人」とされています。惟然という俳号の由来はよく分からないのですが、「然」を「ゼン」と読むことについては一茶の師夏目成美が次のような話を伝えています。撰津国伊丹にある俳人上島鬼貫の家を訪れた折、惟然がたわむれに

秋はれた あら鬼つらの タベやな

これに対して鬼貫が

いぜんおじやつた 時はまだ夏

と脇句を付けたとか。この話からすれば「惟然」は「いぜん」と読むべきでしょう。

さて、惟然が芭蕉に入門したのは元禄二年頃のこと。この惟然に芭蕉は心を砕いていたらしく去来^{きらい}の文章に次のような記述があります。

「先師（芭蕉のこと）、彼（惟然）が性素にして深く風雅に志し、よく貧賤に堪へたる事をあはれみ、俳諧に導きたまふ事切なり」

「貧賤」に遊んでいるがごとき惟然の天真無垢な性情を芭蕉は誰よりも愛しており惟然を俳諧の道に導こうとする芭蕉の思いには格別のものがあつたと去来はいつています。「座敷を食」とでもいわれるような俳諧師の横行を不快に思っていた芭蕉は自分と同じ風狂の道を歩んでい

る惟然を好ましく思ったのかもしれない。

惟然の風狂ぶりはかなり有名であつたらしく彼の死後八〇年を経て刊行された伴蒿蹊「近世畸人伝」（二七九〇（寛政二）年三月 京において刊行された）に面白いエピソードが書かれています。

「惟然の娘は尾張名古屋の豪家に嫁していた。風狂の人となつてから音信も途絶えていたが、ある日のこと、娘は名古屋の町で父親の姿を偶然目にした。見れば父親の姿はホームレス同然。しかし、娘は人目もはばからず父親の袖にすがつて嘆き悲しんだので、惟然も涙して

両袖に ただ何となく 時雨かな

と言ひ捨てて走り去つていったのとこと。」

こうした話の後に続けて伴蒿蹊はさらに次のような話を書いています。

「この人の手になるものを或る人が持つていて、それを見てみると、すばらしい書であつた。詞書に「千斤の金あるも、林下の貧に如かず」と書いてひだるさに馴れてよく寝る霜夜哉とあつた。」

「ひだるさ」とは「空腹、ひもじさ」のこと。貧窮の生活を続ける自分を客観的

にみているところにこの句の俳諧性があるのでしよう。こうしたエピソードを記した後に惟然自身の言葉を伴蒿蹊は「伝」の最後に加えています。

「金銀をたくはへて人に恵めることもあらずして、己をも苦しめんより、貧しうして心にかかることなく、氣を養ふにはしかじ。学問して身に行はざらんより、知らずして愚なるにはしかじ。

人は知らじ げに此道の ぬくめ鳥

惟然の面目躍如たるべし、というべきでしょうか。

最後に、惟然の俳諧についてみると、

梅の花 赤いは赤いは あかいわさ

水鳥や むかふの岸へ つういつい

は以前に紹介しましたが、他にも

随分と いひたい事を 月夜かな

梅の花 むたいな雨は ふつたれど

などが有名です。これらの句で気づかされるのは、その著しい口語調の取り入れと俗語の使用です。そして、風雅とは縁遠い日常の情景をとらえた平易さでしょう。もちろん、こうした俳風は同門の人々からは激しく糾弾されました。

しかし、わが国の詩歌の歴史は雅語に満ちた表現から少しでも日常語の表現に近づける奮闘の歴史ともいえます。明治の言文一致運動はその努力の一つといえるでしょう。二葉亭四迷の小説「浮雲」

だけではなく詩においても北村透谷が「楚囚之詩」（明治二十二年）で少しでも口語に近づけようと試みしました。それらの動きを受けた中西梅花（一八六六〜九八）は口語・世俗調をさらに取り入れ「出放題」という詩では

「アハハ、アツ、ハツ、ハツ、唯笑へ、笑ふて遊べ、世の中は、……」

と書き、「九十九の嬸」という詩では

「良人が寝酒の二合半を、月のあかりにさしざされ」

という調子で書いています。こうした方向は明治四十年以降、相馬御風らに引き継がれ、さらに発展して現代の口語自由詩に至っています。

近代の口語自由詩を詩人たちがつくつていったのは西欧風の近代的な自我が発達するにつれて自分らの内面の声を率直に出そうとする時代の流れの必然性がありました。

その一方で惟然の時代にはまだそれだけの条件はなく、同門の俳人から「世上の人を惑わす大賊」「師にそむく大賊」と罵られ続けられました。

分け入つても分け入つても青い山
うしろすがたのしぐれてゆくか

種田山頭火

咳をしても一人 尾崎放哉

はずでに教科書にも載っていて多くの人に知られる句となっています。惟然は二百年ほど早く生まれた俳人だったのかも

しれません。

隠された歴史 (18)

満田正賢

前回は、宇佐八幡宮と八幡信仰の成立について考察しました。そして、宇佐八幡宮の成立に関しては、前期九州王朝(倭の五王・磐井王朝)と協力関係にあった宇佐氏が祀った「比売大神」を出発点とし、磐井の乱の後、新羅系渡来人である辛嶋氏が北九州(福岡県の豊前地方)で発生した「八幡信仰」を持ち込み、更に、後期九州王朝(継体が乗っ取り、宣化の子が筑紫に移って見かけ上継承した九州王朝)の使命を受けた大神氏が八幡神の神格を応神天皇に変えた。という仮説をご紹介しました。そして「近畿王朝は九州王朝残存勢力の征伐に、九州王朝の精神的支柱である宇佐八幡宮の神官を全面に押し出したのではないか。」「それが『隼人征伐後その御霊を祀った』『放生会がまった』という伝承になったのではないか。」「近畿王朝は隼人(九州王朝の残存勢力)の征伐後、その(前王朝)の崇りを恐れたのではないか。」「それが聖武による宇佐八幡宮の『護国靈験威力神通大菩薩』への格上げに繋がり、東大寺大仏建造後に宇佐宮の禰宜が(宇佐八幡宮が鎮めた前王朝の御魂の代わりに)天皇が乗る紫の輿に乗って大仏を拝したという史実に

つながったのではないか。」など一連の仮説を項目のみご紹介しました。今回は、それぞれの仮説について考察を深めていきたいと思えます。

その前に、宇佐八幡宮の成立について前回ご紹介した各氏の考察とは異なり宇佐八幡宮は聖武期に成立したとする飯沼賢司氏の説をご紹介したいと思います。(飯沼賢司「八幡神とはなにか」角川ソフィア文庫) 飯沼氏の考察内容は次の通りです。

①蝦夷世界との境界に常陸の鹿島神がいるのと同様に隼人世界との境界(宇佐)にも境界の神がいた。

②大隅国設立(和銅六年(七二三))時に豊前国からの渡来系入植者が大隅に辛国城(式内社「韓国宇豆峰神社」)を建てたが、隼人がそれに反発し辛国城を攻めた。(隼人の乱)

③辛嶋氏伝承で八幡神が最初に現れたとされる「辛国宇豆高島」を略したのが「辛嶋」である。辛嶋氏と「韓国宇豆峰神社」はつながっている。

④養老の隼人の大乱を契機に、すでに少し前に宇佐に出現していた境界神としての原八幡神と大隅の辛国城に八流の幡として天降った原八幡神が、隼人制庄とその後の小倉山の社殿造営の過程で結合した。

⑤宇佐八幡宮は新羅との緊張関係の中で宗像三女神を八幡比売神として取り入れ、隼人の国に対する境界神、軍神の

みならず、対新羅の境界神、軍神へと発展を遂げた。

⑥宇佐八幡宮は九州で蔓延した天然痘を防ぐ救う仏としての弥勒寺を神宮寺として取り込んだ。そして戦う神と救う仏を一体化し、朝廷にアピールした結果鎮護国家の神として注目されるに至った。

飯沼氏の考察を一つ一つ考えてみます。まず、宇佐八幡宮の成立を考える上で最もインパクトの大きい出来事は、聖武天皇の天平勝寶元年十二月、東大寺大仏建造時に宇佐八幡宮の禰宜が天皇の乗る紫の輿に乗って大仏を拝したという史実です。宇佐八幡宮自身のアピールによって、宇佐八幡宮が鎮護国家の神社としての地位を占め、その禰宜が天皇の乗る紫の輿に乗って大仏を拝するまでに至ったという飯沼氏の説明には無理があります。聖武天皇側の強い意向がなければ天皇の乗る輿に一禰宜を乗せるようなことはありえないと思えます。すなわちこの史実には隠された理由が存在していると考えざるをえません。飯沼氏は聖武時代に宇佐八幡宮が始めて記されていることから宇佐八幡宮そのものが聖武時代に成立したという論を展開していますが、続日本紀が記さなかった宇佐八幡宮の成立に関する隠された史実があるならば説得力はな

くなりません。また、宇佐八幡宮の関連文書はすべて、八幡神が自分は応神天皇だと名乗って

顕現した時期を欽明期と記しています。しかも欽明期の中でも異なる年(欽明十二年、二十九年、三十二年)を具体的に記しています。聖武期に八幡神が成立し、その神格が応神とされたのであれば、各書物が何のために又何を参考にして顕現時期を欽明期としたのかという疑問に対する答えが飯沼氏には必要です。隼人征伐の後に八幡神が出来上がったとすると、聖武天皇はわざわざ、近畿天皇家と直接的な繋がりがなく大和でも博多湾岸でもない場所にある神社に応神天皇の神格を与え、伊勢神宮、大神社、筑紫住吉、香椎宮と同等の地位に引き上げ、新羅の非礼を訴えたことになります。その理由が見つかりません。

前回ご紹介した岡村孝子氏は「なぜ八幡大神の神格が応神天皇なのであり、神功皇后をまつる香椎宮がなぜ神龜元年、聖武朝になって香椎廟になったかを論ずることなしに宇佐八幡宮の意義は語れないと思われる。それは皇統の問題と深く係わっているからである。」と論じています。「続日本紀が隠している史実はまさしく皇統の問題と深く係わっている。」という岡村氏の視点は非常に重要な視点であると考えます。「宇佐八幡宮の禰宜を天皇の乗る紫の輿に乗せた理由は、宇佐八幡宮の禰宜が天皇として敬うべき存在であった。すなわち天皇として敬うべき御魂の代理者であった。」という私の仮説はかなり信憑性の高いものではないでしょうか

か。そして「天皇として敬うべき御魂」とは、宇佐八幡関連文書を見る限りでは、「隼人の霊を慰むべし」という八幡神のご託宣を受けて御魂を祀り、放生会を始め、百体神社や凶首塚を作ったという史実から推察される、隼人の御魂以外には考えられません。

隼人征伐を考えてみます。飯沼氏の考察に依れば、隼人の反乱に最も当事者意識をもって臨んだのは豊前国と辛嶋氏ということになります。しかし続日本紀の記述は異なります。続日本紀の原文をご紹介します。

・「養老四年二月壬子、大宰府奏して言さく、『隼人反きて大隅国守陽侯史麻呂を殺せり』とまうす。三月丙辰、中納言正四位大伴旅人を征隼人持節大將軍とす。授刀助從五位下笠朝臣御室、民部少輔從五位下巨勢朝臣真人を副將軍とす。」

・「養老四年八月壬辰、勅したまはく『征隼人持節大將軍大伴宿禰旅人は宜く京に入るべし。但し、副將軍已下は隼人平かずは留まりて屯むべし』とのたまふ。」

・「養老五年秋七月壬子、征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室從五位下巨勢朝臣真人ら還歸る。斬りし首、獲し虜合せて千四百余人。庚午、詔して曰く、『凡そ靈凶にあたりて宇内に君と臨みては、仁動植に及び、思羽毛に蒙らるゝとす。故周孔の風、犬も仁愛を先にし、李穡

の教深く殺生を禁む。その放鷹司の鷹・狗、大膳式の鷓・鷄、諸国の鷄・猪を悉く本処に放ちてその性を遂げしむべし。今より而後、如し須ぬぬべきこと有らば先づその状を奏して勅を待て。その放鷹司の官人并せて職の長上らば宜くこれを停めよ。役ふ品部は並びに公戸に同じくせよ。』とのたまふ。」

続日本紀には、隼人の乱は大和朝廷が全力で討伐した反乱として描かれていますが、ま
す。隼人の首や捕虜の数も記されており、宇佐八幡宮が隼人の霊を鎮めるために始めた「放生会」も大和朝廷自身が行ったこととして描かれています。事実はどうだったのでしょうか。おそらく隼人の討伐自体は、征隼人持節大將軍と副將軍二名を任命していることから大和朝廷自身が取り組んだものであり、宇佐八幡宮の神軍は隼人討伐軍の一部として戦いに加わったものと考えられます。一方「斬りし首、獲し虜合せて千四百余人」が大隅から平城京にいる天皇（養老五年（七二一年）時点では元正天皇）の前に連れてこられたとは考えにくいことです。「斬りし首、獲し虜合せて千四百余人」は宇佐の地に連れてこられた。そして宇佐の地で鎮魂が行われた。そして大和朝廷は宇佐で行われたことを大和朝廷自身の出来事として続日本紀に記した。ということが真実に近いと思われまます。
それでは、「隼人の御魂」が「天皇が敬

うべき御魂」であったという一見とんでもない話がはたして真実なのでしょうか。ここで私が過去「隠された歴史(5)」の中で九州年号の話との関連で触れた「倭姫王と大宮姫説話」の話を取り返ってみたいと思います。

中大兄皇子は齊明天皇崩御のあとすぐには即位せず、実に七年間も摂政として政治を行ったことになっています。天智七年（六六八年）になってやっと即位し、この時に初めて皇后を立てます。皇后となった「倭姫王（やまとひめ）」は古人大兄皇子の娘であると日本書紀に記されていますが、古人大兄皇子は謀反の疑いがあるとして中大兄に惨殺された人であり、「倭姫王」は天智（中大兄）の皇后となる資格を持った女性ではありません。古田史学の会の一部では「倭姫王」は倭国（九州王朝）の女王であり、倭国（九州王朝）の女王と婚姻することによって天智は「倭国王」たる資格を得て、国名を新しく「日本」に変えたのではないかと考えています。

また、日本書紀には天武即位後の「倭姫王」の消息は記されていませんが、倭姫王のその後の物語ではないかと思われる「大宮姫伝説」が「開聞古事縁起」など鹿児島各地に伝わっています。「開聞古事縁起」では「開聞岳の麓で鹿が美しい姫を産んだ。その姫は二歳の時入京し、十三歳で天智天皇の妃となったが、訳あって都を追われ開聞岳に帰って来た。天

智天皇が姫を追ってこの地に来て亡くなられ、後を追うようにして大宮姫が亡くなられた。」という話として伝わっています。「大宮姫伝説」は様々なフィクションに包まれており、真実の姿は分りませんが、都を追われた「倭姫王」が鹿児島に逃れて、倭国（九州王朝）の最後の女王として生き続けたのではないかと、という仮説も古田史学の一部では語られています。その仮説と「近畿王朝は隼人（九州王朝の残存勢力）の征伐後、その（前王朝）の崇りを恐れたのではないか。」「それが東大寺大仏建造時に宇佐宮の禰宜が（宇佐八幡宮が鎮めた前王朝の御魂の代わりに）天皇が乗る紫の輿に乗って大仏を拝したという史実につながったのではないか。」という仮説はピッタリ繋がっているのです。

隼人の乱は一地方の単なる反乱として描かれていますが、続日本紀における隼人の乱の記述は、日本書紀における磐井の乱の記述と性格が似ています。磐井の乱の実態は継体による磐井の支配地の侵略でした。「国家の脅威となった隼人の反乱」は「国家の脅威となりうる存在（前王朝の残存勢力）の制圧」を逆転させて記したものと考えるべきではないでしょうか。次に岡村孝子氏の「なぜ八幡大神の神格が応神天皇なのか」という疑問について考えてみます。それには、「八幡宇佐御託宣集」の中にある九州年号が記された記述が参考になります。「八幡宇佐御託宣

集」は宇佐八幡宮の神職を勤める宇佐氏、辛嶋氏、大神氏の三氏のうち、辛嶋氏の祭祀者としての価値を解く「宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起」と対照的に、大神氏の神話的事績を強調している書物です。遠日出典（つじひでのり）氏は、八幡神は辛嶋氏が伝える新羅神を大神氏が応神の化身たる日本の神に変えたと考えています。「八幡宇佐御託宣集」全十六巻は大神氏出身で宇佐宮諸神宮寺を統括した学頭僧神伴（じんうん）が正和二年（一一三三）に編集したのですが、そこには「阿蘇の一本の縁起」「大隅宮縁起」「彦縁起」など多くの元資料から引用された話が載っています。その中に「一書から引用した伝承」として九州年号が記された次の四つの伝承が載っています。

①卷二「善記元年の記に云く、大帯姫大唐より日本に渡る後、新羅の戦いの時、懐妊の間、石を以て御腰に挿み折つて云く、若し是れ石に驗有らば、我胎む子、今七日の間は生まれ給はざれと云々。然の如き冥化の事、人皆知らず。今は称げて此等の時なり。」

②卷五「第二十九代安閑天皇元年なり、一に云く、彦山権見衆生を利せんが為、教到四年甲寅摩訶陀国より如意宝珠を持ち日本国に渡り、当山般若石屋今玉屋と号すに納められる。」

③卷十一「彦縁起に云く、権現、昔摩訶陀国より王剣を遣す後、甲寅教到四年なり、唐より東土の塵に変わり給ふ。」

④卷十五「一。善記元年壬寅、大唐より八幡大菩薩、私に云く、香椎の御事なり。日本に渡り給うて廻り見て人を知らざる間、御住所を求め給ひ、筑前国香椎に居住し給ふ。後、各御住所を求め給うて移住し給へり。故に大分宮と名宮に留め給ふ。此の如き間、聖母大帯姫並に四所の若君達、併に日本我が朝領掌し給ふ。」

ここに善記元年（五三四年・安閑元年）六年）教到四年（五三四年・安閑元年）という二つの九州年号の年に起こった出来事が反映されていると考えることが出来ます。特に善記元年というのは、九州年号が始めて建元された年です。九州年号で伝えられた「一書」は、継体・安閑期（善記元年・教到四年）に新しい倭国（後期九州王朝）の統治者がやってきたという史実を大神氏が伝承として記していたと理解することが出来るのではないのでしょうか。

さらに八幡神が応神天皇の神格を持つて顕現したと各書に伝えられる欽明朝は、私の仮説によれば、継体・安閑・宣化のあと宣化の嫡男である倉之若江王（古事記の記述では嫡男であるが、日本書紀では倉稚綾媛皇女という名の皇女に換えら

れている）が那津官家に入って倭国（九州王朝）王を継いだ時期に当たります。前々回「神功応神伝説は継体・欽明朝に成立した。宣化の子孫が筑紫に移って磐井の乱によって滅んだ九州王朝を乗っ取った時、自らを『筑紫で生まれた応神天皇の子孫である』と紹介して筑紫の人々の受け入れを求めた」という仮説をご紹介しました。継体天皇が応神伝説を作り筑紫の人々に自らの受け入れを求めた時期と応神天皇を神格とする八幡信仰を伝える大神氏に残された「一書」の記述、そして後期九州王朝の成立時期と応神天皇を神格とする八幡神の顕現時期が、どちらもピッタリ一致しているのではないのでしょうか。

以上

道をゆく (12)

成瀬和之

「伊勢本街道」(六)

倭姫伝説を訪ねて―

二〇一九年一〇月四日（金）一三名の参加。

一〇時一〇分近鉄大阪線榛原駅集合。チャーターバスで御杖村役場へ。

まず、村役場の方に、みつえ体験交

流館を案内していただく。廃校となった旧菅野小学校を改築し、再利用した交流施設です。木造ならではの、やさしい色合いと香りがします。

その交流館を貫く廊下の長さは、なんと一〇〇メートル！この廊下で行われる雑巾がけのタイムレースで競う子どもたちの姿をテレビ報道で先日見たばかりだったので、「あっ、これだ」と思いました。

A君やBさんはスタートダッシュのポーズをして写真を撮ってもらっていました。ここでもかなりの時間をとったので、四社神社などの見学もそこそこに、牛峠（標高五六五メートル）を超え、御杖神社へ急ぎました。ここで、昼食休憩です。

昼食後、神社を出発し、佐田峠へ向かいます。「佐田峠には『首切り地蔵』が安置されています。明治維新に神仏分離令により仏教を排斥しようと廃仏の際に地蔵さんの首が損傷されたものと思われる。」と説明板にあります。かつて、タリバーンが石窟の仏像を野蛮にも壊しているテレビの映像に驚いたことがあります。僧侶のC君は「明治政府もタリバーンと一緒にやないか」と憤っていました。佐田峠を下ると三〇〇メートルほどのところで二俣の道に出ます。このあたりからは大洞山の眺望が抜群です。

この辺りから、倭姫命の手洗い井戸、姫石明神などの倭姫伝説に出会いま

す。

倭姫命は、記紀に伝わる、第一一代垂仁天皇の第四皇女で、天照大神を伊勢の地に祀った、伊勢神宮の斎宮の伝説上の起源とされる人物です。天照大神の御杖代として大和国から伊勢の国に入り、神託により伊勢神宮内宮を創建したとされます。御杖代は神に仕える者の意味とともに、「杖の代わり」として遷宮を助ける意味も含まれます。御杖村の名前の由来になっています。

岩坂峠（標高四九五メートル）を超えると三重県に入ります。今まで奈良県では常夜燈の竿石が「太神宮」であったのが三重県の杉平に入った途端「太一」になり

ます。「太一」とは、広辞苑によると、①中国古代思想で、天地・万物の出現

または成立の根元。宇宙の本体、天帝。②道教で、天を主宰する神の名または、その天神の常居と考えられている星即ち

太一星」とあります。大和の国と伊勢の国とは「お国柄が違つ」ということで

しょうか？

一六時ぴつたりと先頭はJR奥津駅に到着しました。Dさん、Eさんのペースメーカーぶりは、前回同様大したものです。チャーターバスに乗り込み榛原駅へ向かいます。

榛原の福寿館にて今回も菅谷先生の講演と懇親会がありました。

「伊勢神宮関連年表」（別冊太陽二〇八

号）に従って、伊勢神宮の歴史について話されました。

伊勢神宮が皇室の氏神となるのは、古代律令国家（天皇中心の中央集権国家）

を形成した天武・持統天皇の頃です。その頃に大来皇女が斎王に任じられ、式年遷宮の制度がつくられました。ところが、

武士の世の中になり、さらに鎌倉幕府が滅亡し、南北朝の頃には、斎王制度が廃絶され、式年遷宮も中絶に至ります。

その一方で、庶民の「伊勢参り」が盛んになって来ます。

戦国時代、「天下統一」へ向かう中で外宮・内宮の式年遷宮が再興されます。

江戸時代には「お蔭参り」が流行し、「伊勢参り」は、今日の海外旅行のような庶民の「リクレーション」となっていました。

幕末には、伊勢神宮が一種の「反体制」のシンボルともなったのです。明治政府の下で一転して「体制」の頂

点に立ってしまい、政府が参宮を奨励するようにになりました。

このように、「伊勢神宮」の性格は時代とともに変遷してきました。以上のような内容のお話ではなかったかと私は理解

しました。江戸時代の人が伊勢神宮を見る目と、明治期後の人が見る目とは、かなり違っていたということが言えます。

九五歳にして、今回も新たな歴史研究をふまえたお話で、「古典とともに歴史ももつと学ばないと」と、また気づかされま

した。ありがとうございました。

編集後記

前回まで編集を担当していた「嘉」

さんの依頼で今回から編集担当がSK生に代わりました。といっても投稿される皆さんの協力で成り立っている「芥川たより」。これといった変化はありません。どうか変わらずに愛読ください。

また序の口だそうですが、新型コロナウイルスの感染が拡大しています。医療関係、保健所、検査機関とオーバーワーカーの状態が続いています。同時に自粛要請の中で生活に困窮する人々も増えています。日本全体が暗く長いトンネルの中に入ってしまったかのようです。

感染症といえばペストの大流行。十四世紀、慢性的な飢餓にあつた中世ヨーロッパで大流行した。ペストは五年間に全ヨーロッパで三分の一の人々の命を奪っています。ひどいところでは半減したというからすさまじい。しかし、西洋史家によれば、このペストという姿の見えぬ敵におびえ絶望的な日々を重ねてかるうじて生き残った人々によって切り開かれたのがルネサンスの社会であるとか。

多くの論者が述べていると同じく私も六百年前の西欧が新しい社会となつていったように新型コロナウイルス収束後に我が国がより良い社会となることを願う

のですが、それには課題が多い、とも感じています。では、どうするか。家に引きこもることの多い昨今、そんなことを考えて毎日を過ごしています。そんな鬱々とした気分である私の耳元でささやく声。

「絶望に慣れることは絶望そのものよりも悪い。絶望に慣れるな。」

心に突き刺さる言葉です。これはフランスの作家カミュの言葉だと思うのですが、間違っていたらゴメンナサイです。

SK生



【メモ】

山椒魚も考えた

教養とは何か。その思いにとらわれたことが三度ある。最初は高校生のとき。生徒手帳に「われらの信条」があり、そこには「われらは、世界的教養人としての深い知性と、高い徳性を磨かんとする、学徒の集まりである」とあった。

われらの信条

われらは、世界的教養人としての深い知性と、高い徳性を磨かんとする、学徒の集まりである。学問に対する情熱と、道義に対する渴望とは、われらの生命である。

幾千年にわたる、人類苦心の業績—この高貴なるものに寄せる愛情と尊敬、これを学びとるための勤勉と誠実、これを伝え、これに寄与するための忍耐と勇氣とは、われら学徒の本分である。かくて、高貴なる普遍的教養を体得して、世界に愛と光を増し加えんこと、これが我らの願いである。

輝く知性と曇りなき愛

愛 (Amor) と光 (Lumen) の使徒たらんこと!

これが、われらの信条である。

大学への受験勉強が教養にどう結びつかかわらなかつたが、人は志を掲げなければならぬと漠然と思った。教養とは何かはよくわからなかつたが、「教養文庫」という文庫シリーズがあつたり、「教養が邪魔してのう」とボケる漫才が笑いを受けていた時代である。教養という言葉がある種の憧れを持って語られた時代でもあつた。

二度目は、一九九一年の大学設置基準の改正（いわゆる大綱化）後、大学教育における一般教育等の位置付けが大きく変貌し「教養は死んだ」とまで言われた時代に、やつと職を得た大学で教養教育を含む全学教育担当の責を負つたときである。全学教育という造語があちこちの大学で使われるようになったが、要するに、それまでの一般教育等と専門教育とを合わせた大学全体の教育のことである。いずれにしても、私には「教養とは何か」よりも「学ぶとはどういうことか」に答えを見いだせないまま、出口の見えない学内議論を離れ教養教育担当者の全国交流集会に参加したときである。受付でもらつた一冊の入学案内を、開会前に何気なく開いたとき、私の中を戦慄が走つた。そこには、「人間はどう生きてきたかを知り、自分はどう生きるかと問う」と書かれていた（『国際基督教大学入学案内』、一九九九年）。こんなことだったのか—

るのは、人間が生きてきた世界である。人は、社会とその歴史・文化・人間自身。そのすべてを包む自然を学ぶ。問うのは、その世界に自分自身を位置づけ、生きる方向を決めることだ。これは、学ぶとはどういうことか、あるいは、生きるとはどういうことかについての、最も単純で最も美しい言葉だと思つた。

三度目は、加藤周一の死を悼む寺島英郎の文を読んだときである。

「…イラク戦争の進行という事態を目前にして、『日本は米国を支持して、ついていくしかない』という無力感だ。よう状況について、日本の知識人の『ものを深く考える力が劣化している』ことに私が言及すると、加藤周一は、『知的活動を先に進める、ある方角に進めていく力は知的能力じゃないと思うんです。それは感情的な、一種の直観と結びついた感情的なものだと思います。いくら頭がよくても駄目なんで、目の前で子供を殺されたら、怒る能力がなければなりません』と語つた。この時、八十四歳の老思想家の眼が放つた光を忘れることはできない」『世界』二〇〇九年四月号二十九頁、岩波書店。

専門的な知識や技術をいくら身につけても、怒る能力や人の不幸に涙を流す能力は生まれない。それをよし、とするか。「わ

たしたちは、いわば、二回この世に生まれる。一回目は存在するために、二回目は生きるために（ルソー『エミール』（中）岩波文庫、五頁）。教養は、生きることに関わるだろう。

俳句

土田 裕

みちのくは未だ癒えずに彼岸西風
燕来る住所は老人集会所
砂噴いて底の焔めき水温む雲に釣り人も浮きも動かず目借時
ウイルスの蔓延止まず春愁

影山 武司

そつと呪文吹きかけバレンタインの日
退院の日取りに弾み桜餅
路地を逸れ椿の宿のありにけり
湯めぐりの下駄の硬さや春浅し
一の湯へ下駄の音高く柳の芽
露天風呂の湯煙に濡れ春の星
湯の街の夜を滲ませ春燈
喉黒の並べ干さるる春の浜
のどけしや招き猫置く射的場
春昼や小さき四股踏み警備員